

⑥構成府県の対処方針・措置内容の推移

【新型コロナウイルス感染症 発生・感染拡大期】～令和2年4月7日

本部会議	区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県
第1回 R2.3.15 ～ 第2回 R2.3.26	外出自粛				・公園等における花見(飲酒等を伴う宴会等)の自粛を検討中				
	イベントの開催制限	・主催イベント等の自粛	・主催イベント等の自粛	・主催イベント等の自粛	・主催イベント等の自粛	・主催イベント等の自粛	・主催イベント等の自粛	・主催イベント等の自粛	・主催イベント等の自粛
	施設の使用制限	[社会教育施設(美術館等)の対応] ・閉館 ※県有施設については、原則閉館(琵琶湖博物館、安土城考古博物館など) ※3条件が重なることが回避できる等の判断ができる場合には、25日以降、順次開館、開催する。 [社会教育施設での主催事業自粛] ・2/28～3/24 ※3条件が重なることが回避できる等の判断ができる場合には、25日以降、順次開館、開催する。	[社会教育施設(美術館等)の対応] ・閉館 [社会教育施設での主催事業自粛] ※一律の中止等は行わず、イベント等の態様と参加者の特性等により、個別に判断。3月24日以降は、感染リスクが低いと判断される野外におけるイベントについては、感染予防対策等を十分に講じたうえで実施を検討。	[社会教育施設(美術館等)の対応] ・閉館 ※中央図書館、中之島図書館については、来館サービスは休止。Web等を活用したサービスは維持。近つ飛鳥風土記の丘については屋外施設であることから開館。 [社会教育施設での主催事業自粛] ・2/20～4/3	[社会教育施設での主催事業自粛] ・3/3～3/31	[社会教育施設(美術館等)の対応] ・閉館		[社会教育施設での主催事業自粛] ・2/21～未定 ※一律の中止等は行わず、イベント等の態様と参加者の特性等により、個別に判断	[社会教育施設での主催事業自粛] ・2/27～3/31 ※牟岐少年自然の家(3月7日～3月31日)事業自粛
	学校、大学等	[公立小中高等の休校対応] ・3/2～3/24 [私立小中高等の休校] ・要請	[公立小中高等の休校対応] ・3/3～春休み期間 ※市町村により臨時休業期間は異なり、1町で通常授業を継続。新学期から教育活動を再開 [私立小中高等の休校] ・要請	[公立小中高等の休校対応] ・3/2～春休み期間 ※部活動を含む学校における教育活動等は4/7まで行わない。 [公立幼稚園の対応] ・要請 [私立小中高等の休校] ・要請 [私立幼稚園の対応] ・要請	[公立小中高等の休校対応] ・3/3～3/23 [公立幼稚園の対応] ・休業要請 [私立小中高等の休校] ・要請	[公立小中高等の休校対応] ・3/2～3/20 [私立小中高等の休校] ・要請	[公立小中高等の休校対応] ・3/2～春休み期間 [私立小中高等の休校] ・要請	[公立小中高等の休校対応] ・3/2～3/17 ※休校対応については、準備期間を3日間(3/2～4)取ることができる ※県立学校について、徹底した感染防止対策を実施した上で再開する。ただし、保護者の判断で休ませる場合は欠席扱いとしない他、特別支援学校については、児童生徒及び家庭の状況に応じて柔軟に対応する。 [私立小中高等の休校] ・要請 ※公立学校の状況を勘案し、ICT活用などを含め検討するよう依頼	[公立小中高等の休校対応] ・3/3～3/24 [公立幼稚園の対応] ・休業要請、一部休園 ※徳島県板野郡上板町内の幼稚園(4箇所)のみ(3月2日～春休みまで)休業、預かり保育は実施 [私立小中高等の休校] ・要請
	事業所等	・企業等への時差出勤・テレワーク等の要請	・イベント中止等の要請 ・企業等への時差出勤・テレワーク等の要請	・イベント中止等の要請 ・企業等への時差出勤・テレワーク等の要請	・イベント中止等の要請 ・企業等への時差出勤・テレワーク等の要請	・イベント中止等の要請 ・企業等への時差出勤・テレワーク等の要請		・イベント中止等の要請 ※政府専門家会議で示された基準をもとに、県民が適正に判断できるように、基準を周知。 ※感染の広がり、会場の状況等を踏まえて必要性の検討又は実施方法を工夫いただくよう求めている。 ・企業等への時差出勤・テレワーク等の要請	・イベント中止等の要請 ・企業等への時差出勤・テレワーク等の要請

【緊急事態宣言発出期(その1)】 大阪府・兵庫県:令和2年4月7日～5月21日 京都府:令和2年4月16日～5月21日 その他:令和2年4月16日～5月14日

本部会議	区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	
第3回 R2.4.8 ～ 第4回 R2.4.23	外出自粛	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出の自粛(4/16～5/6) 人口密集地への往来自粛 夜間営業飲食店の利用自粛 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出の自粛(3/30～5/6) 人口密集地への往来自粛 夜間営業飲食店の利用自粛 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出の自粛(4/7～5/6) 人口密集地への往来自粛 夜間営業飲食店の利用自粛 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出の自粛(3/27～5/6) 人口密集地への往来自粛 夜間営業飲食店の利用自粛 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出の自粛(4/23～5/6) 人口密集地への往来自粛 夜間営業飲食店の利用自粛 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出の自粛(4/23～5/6) 人口密集地への往来自粛 夜間営業飲食店の利用自粛 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出の自粛(4/8～5/6) 人口密集地への往来自粛 夜間営業飲食店の利用自粛 	<ul style="list-style-type: none"> (第3回)緊急事態宣言が出ている地域との間の往来については、日程の見直しを改めて検討していただくことも含め、平日・休日を問わず可能な限り控えていただくよう要請。→(第4回)不要不急の外出の自粛(4/8～5/6) 人口密集地への往来自粛 夜間営業飲食店の利用自粛 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出の自粛(4/17～5/6) 人口密集地への往来自粛 夜間営業飲食店の利用自粛
	イベントの開催制限	<ul style="list-style-type: none"> 主催イベント等の自粛 屋内での集会・イベント等の自粛 	<ul style="list-style-type: none"> 主催イベント等の自粛 屋内での集会・イベント等の自粛(10人) 	<ul style="list-style-type: none"> 主催イベント等の自粛 	<ul style="list-style-type: none"> 主催イベント等の自粛 屋内での集会・イベント等の自粛(50人→100人) 	<ul style="list-style-type: none"> 主催イベント等の自粛 	<ul style="list-style-type: none"> 主催イベント等の自粛 	<ul style="list-style-type: none"> 主催イベント等の自粛 一律の中止等は行わず、イベント等の態様と参加者の特性等により、個別に判断。 	<ul style="list-style-type: none"> 主催イベント等の自粛 屋内での集会・イベント等の自粛(50人) 	
	施設の使用制限	<ul style="list-style-type: none"> [社会教育施設(美術館等)の対応] ・閉館 [社会教育施設での主催事業自粛] ・2/28～3/25、4/10～5/6 	<ul style="list-style-type: none"> [社会教育施設(美術館等)の対応] ・閉館 [社会教育施設での主催事業自粛] ・3/30～5/6 	<ul style="list-style-type: none"> [社会教育施設(美術館等)の対応] ・閉館 [社会教育施設での主催事業自粛] ・2/20～4/3 	<ul style="list-style-type: none"> [社会教育施設(美術館等)の対応] ・閉館 [社会教育施設での主催事業自粛] ・3/3～5/6 	<ul style="list-style-type: none"> [社会教育施設(美術館等)の対応] ・閉館 	<ul style="list-style-type: none"> [社会教育施設(美術館等)の対応] ・閉館 [社会教育施設での主催事業自粛] ・4/7～5/6 	<ul style="list-style-type: none"> [社会教育施設(美術館等)の対応] ・一部閉館 [社会教育施設での主催事業自粛] ・2/21～未定 ※一律の中止等は行わず、イベント等の態様と参加者の特性等により、個別に判断 	<ul style="list-style-type: none"> [社会教育施設(美術館等)の対応] ・閉館 [社会教育施設での主催事業自粛] ・2/27～5/6 	
	学校、大学等	<ul style="list-style-type: none"> [公立小中高等の休校対応(春期休校明け)] ・4/13～5/6 [特別支援学校の対応] ・要請 [公立幼稚園の対応] ・要請 [私立小中高等の休校] ・要請 [私立幼稚園の対応] ・要請 	<ul style="list-style-type: none"> [公立小中高等の休校対応(春期休校明け)] ・4/13～5/6 [特別支援学校の対応] ・要請 [公立幼稚園の対応] ・一部要請 [私立小中高等の休校] ・要請 [私立幼稚園の対応] ・要請 	<ul style="list-style-type: none"> [公立小中高等の休校対応(春期休校明け)] ・4/8～5/6 [特別支援学校の対応] ・要請 [公立幼稚園の対応] ・要請 [私立小中高等の休校] ・要請 [私立幼稚園の対応] ・要請 	<ul style="list-style-type: none"> [公立小中高等の休校対応(春期休校明け)] ・4/9～5/6 [特別支援学校の対応] ・要請 [公立幼稚園の対応] ・要請 [私立小中高等の休校] ・要請 [私立幼稚園の対応] ・要請 	<ul style="list-style-type: none"> [公立小中高等の休校対応(春期休校明け)] ・4/13～5/1 [特別支援学校の対応] ※県立学校(特別支援学校含む)に対し4/13～5/1期間の在宅教育を実施。 [公立幼稚園の対応] ・要請 [私立小中高等の休校] ・要請 [私立幼稚園の対応] ・要請 	<ul style="list-style-type: none"> [公立小中高等の休校対応(春期休校明け)] ・4/7～5/6 [特別支援学校の対応] ・要請 [私立小中高等の休校] ・要請 	<ul style="list-style-type: none"> [公立小中高等の休校対応(春期休校明け)] ・4/27～5/6 [特別支援学校の対応] ・要請 	<ul style="list-style-type: none"> [公立小中高等の休校対応(春期休校明け)] ・4/11～5/6 [特別支援学校の対応] ・要請 [公立幼稚園の対応] ・一部要請 [私立小中高等の休校] ・要請 [保育園の対応] ・一部要請 	
	事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント中止等の要請 ・事業者への休業要請 ・企業等への時差出勤・テレワーク等の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント中止等の要請 ・事業者への休業要請 ・企業等への時差出勤・テレワーク等の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント中止等の要請 ・事業者への休業要請 ・企業等への時差出勤・テレワーク等の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント中止等の要請 ・事業者への休業要請 ・企業等への時差出勤・テレワーク等の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント中止等の要請 ・事業者への休業要請 ・企業等への時差出勤・テレワーク等の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント中止等の要請 ・企業等への時差出勤・テレワーク等の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント中止等の要請 ※感染の広がり、会場の状況等を踏まえて必要性の検討又は実施方法を工夫いただくよう求めている。 ・企業等への時差出勤・テレワーク等の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント中止等の要請 ・企業等への時差出勤・テレワーク等の要請 	

【緊急事態宣言(その1)解除～宣言(その2)】 宣言解除直後(令和2年5月26日以降)

本部会議	区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県
第5回 R2.5.28 ～ 第7回 R2.7.22 (第6、7 は資料な し)	外出自粛	・外出自粛、「滋賀1/5ルール」の徹底から「滋賀らしい生活三方よし」の実践へ。県をまたぐ移動や接待を伴う繁華街の飲食店等のクラスター発生施設への外出自粛	(6/1以降) ・「新しい生活様式」の定着 ・6/18まで北海道、埼玉県、千葉県、東京都との不要不急の移動は慎重に検討する ・クラスター発生施設については、適切な感染防止策が実施されるまでは外出を避ける	・府民に対し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践の継続について協力を要請。その際、特に次の内容について協力を要請 ①接待を伴う飲食店など、これまでにクラスターが発生した施設や「三つの密」を避けること ②不要不急のレジャーなど、府県をまたいだ移動を控えること	(6/1以降) ・不要不急の外出自粛に努める ・6/18まで首都圏、北海道、人口密集地との不要不急の移動の自粛を要請 ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」(新しい生活様式)の推進(3密の回避、身体的距離の確保、マスクの着用等)	・通勤など生活の維持に必要な場合を除き、大都市との往来は自粛 ・やむを得ない往来ではうつらない対策を徹底する ・うつる可能性のある場所(繁華街の接客を伴う飲食店等)への訪問を避ける	・感染リスクの高い場所を避けた安全な場所への外出や、行楽や旅行での他府県等への移動を自粛するよう県民へ依頼 ・県民や事業者に他府県等からの来客の受入自粛を依頼 ・他府県等から帰省や転勤された方には、2週間の自宅待機とともに登録を依頼 [特に強く県外からの受入自粛を依頼する施設] 道の駅(地域振興施設に限る)、農林水産物直売所、自動車教習所・自動車学校、キャンプ場、海水浴場・海浜公園・釣り公園その他類する施設、釣り具・えさ店、遊漁船、内水面遊漁承認証販売所、ゴルフ場、ホテル又は旅館(宿泊の用に供する部分)、従来から県外からのお客様が多い飲食店及び販売店	・県をまたぐ不要不急の移動は5/31まで控える ・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に(～6/18)	・不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県との間の人の移動は、避けるよう促す ・これまでクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある場についても、外出を避けるよう呼びかけ [県外からの受入れ自粛] ・引き続き県有施設で県外客の利用を制限することを説明
	イベントの開催制限	・イベント主催者に対し、開催自粛を要請(50人以下の小規模は除く) [県外からの受入れ自粛] ・県外客の利用自粛を促す対策(店頭・HPによる周知等)	(6/18まで) ①全国的かつ大規模な催物の開催は自粛 ②開催にあたっては、以下を目安としつつ、適切な感染防止対策を実施 ・屋内100人以下、かつ収容定員の半分以上 ・屋外200人以下、かつ人との距離を十分確保 ③②の人数に満たないイベントでも密閉された空間で大声での発声等、近接した距離での会話が想定されるようなイベントは控える(5月31日まで) (6/19以降) 国の基本的対処方針等に示された目安を踏まえ、段階的に規模要件(人数上限)を緩和する。	(6/1以降) ・全国的かつ大規模な催物の開催は、リスクへの対応が伴わない場合、自粛の協力を要請 ※イベントの開催にあたっては、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請 ※適切な感染予防対策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討	(5/23以降(6/1以降も同じ)) ・全国的かつ大規模な催物は、中止又は延期を要請 ・催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請 [開催の目安](6月18日まで) ・屋内:100人以下、かつ収容定員の半分以上 ・屋外:200人以下、かつ人との距離を十分に確保	・少人数(目安として、屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以上。屋外であれば200人以下、かつ人との距離をできるだけ2m確保できる人数)のイベントは、感染防止対策の徹底を条件に、開催を容認 ・その他のイベントは、引き続き、中止、延期または規模縮小等の検討を要請	・小規模なイベントを開催する場合は、感染防止対策の徹底を依頼	・イベント等は、屋内100人以下(かつ収容定員の半分以上)、屋外200人以下で、マスクの着用、四方を空けた席配置、人と人との間隔は2mとる(入退出時、施設内移動も)、適切な消毒や換気等の実施等の感染防止対策を取ったうえで開催を呼びかける	・全国的イベント・大規模なイベント(屋内100人超、屋外200人超)等への参加の自粛
	施設の使用制限	[社会教育施設(美術館等)] 感染防止対策を徹底することを前提に、5/15午前0時以降は使用制限の要請は行わない [県立施設] ・順次再開。県外からの利用者が多く見込まれる琵琶湖岸の駐車場は閉鎖等	[休業要請を行っている施設] (5/31まで) ・遊興施設のうち接待を伴う飲食店、バー、カラオケボックス、ライブハウス、性風俗店 ・運動・遊戯施設のうちスポーツジム (6/1以降) ・業種ごとの感染防止予防ガイドライン等が実践されるなど、適切な感染防止策が実施されていることを前提に、全ての施設の使用制限等の協力要請を解除 ・再度クラスターが発生した場合は、施設の使用制限等の協力を検討する [府立施設] ・5/16以降 順次再開	[休業要請を行っている施設] ・クラスター発生施設 (接待を伴う飲食店、スナック、バー、パブ、カラオケボックス、ライブハウス、スポーツクラブ) [府立施設] ・5/23以降、クラスターが発生した施設(屋内運動施設のうちトレーニングルーム等)以外の府有施設は、準備が整いつつ、順次開館 ・開館の留意事項 ①業界団体の感染予防のガイドライン等に基づき、適切な感染防止対策を実施すること ②不特定多数の者が利用する施設では「大阪コロナ追跡システム」を導入すること	[休業要請を行っている施設] (6月1日以降) ・業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど感染拡大防止対策の徹底を前提に、全ての施設の使用制限等を解除 ・クラスター発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、施設管理者等に対して必要な協力等要請 [県立施設] ・休館、休業を解除し、感染防止対策を整え、順次開館	フェーズ2の段階にあるものと判断し、休業要請は5月15日から緩和する [休業要請を行っている施設] ・クラスター発生事例があり、感染リスクが高い施設は、引き続き施設の使用制限の協力を要請 ①遊興施設 ・キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、スナック、バー、カラオケ、ライブハウス等) ②運動施設 ・スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ [県立施設] ・感染防止対策の準備が整った施設から、順次、利用を再開	営業自粛の一部を、近隣府県の取組み状況にも留意して解除 [休業要請を行っている施設] ①遊興施設 ・キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、パブ(いずれも接待を伴わないものは除く) ・性風俗店、デリヘル、ライブハウス ②文教施設 ・幼稚園(預かり保育を除く)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校 [県立施設] ・主な県立施設のうち、県立近代美術館、県立博物館、紀伊風土記の丘は感染症対策を講じたうえで5月8日から開館 ・県立自然博物館等は5月31日まで休館	・法に基づく、施設使用制限は行っていない [県立施設] ・5月7日より順次、感染予防策を徹底のうえ、県内利用者に限定し開館	・法に基づく、施設使用制限は行っていない [県立施設] ・感染防止策徹底を前提に5月9日より順次再開
	学校、大学等	[公立小中高等] ・4/13～5/31休業。6月からの再開に向けて登校日を設ける。 ・6/1～6/7分散登校、時差登校。一つの教室に入る生徒数は20名程度となるよう、学年や学級を複数のグループ、時間帯に分けて授業を実施 ・6/8以降、生徒の登校時間が集中しないように、時差登校に配慮しながら通常授業を実施 [特別支援学校] ・4/13～5/31臨時休業。6月からの再開に向けて登校日を設ける。 ・6月1日から7日まで、分散登校、時差登校。視覚、聴覚、病弱特別支援学校は、学校医や併設病院・施設と相談のうえ、通常授業 ・知肢併置特別支援学校は、6月8日以降、通常授業を実施、各校スクールバス1台増車 [公立幼稚園] ・5/31まで一部休業要請 [私立小中高等] ・5/31まで休業要請	[大学] 5/28以降、「大学等の再開に向けたガイドライン」を参考に、各大学において感染防止予防マニュアルが作成され、適切な感染防止策が実施されることを前提に施設の使用制限の協力要請を解除 [公立小中高等、特別支援学校] ・4/13～5/31休業。6/1からの授業再開を想定し段階的な教育活動を実施。府内市町(組合)立学校についても、府立学校の対応を参考に、地域や学校の実情を踏まえ、柔軟かつ適切に対応するよう依頼。 ・中丹地域以北は5/25から授業を再開。 [公立幼稚園] ・5/31まで一部休業要請 [私立小中高等] ・5/31まで休業要請 [私立幼稚園] ・5/31まで休業要請	[公立小中高等、特別支援学校] ・4/8～5/31休業。6/1から段階的に教育活動を再開。ただし、小学6年生、中学3年生については、5/25～5/29の臨時休業期間中の登校日を「授業日」とすることも可能とする(1教室あたりの人数は20人程度) ・今後の府域の感染状況によっては、学校再開に向けた対応を変更することがある ・市町村立学校についても、同様の内容を要請 [公立幼稚園] ・5/31まで休業要請 [私立小中高等] ・5/31まで休業要請 [私立幼稚園] ・5/31まで休業要請	[公立小中高等、特別支援学校] ・4/9～5/31休業。授業再開に向け、週2日を上限に登校可能日を設定。 ・6/1以降、臨時休業を解除し、感染防止対策を整え、教育活動を再開。6/1～6/14は分散登校。 ・分散登校期間における部活動は、平日2日、休日1日、各90分を上限とし、対外試合、合同練習、合宿は行わない [公立幼稚園] ・5/31まで休業要請 [私立小中高等] ・5/31まで休業要請 [私立幼稚園] ・5/31まで休業要請	[公立小中高等、特別支援学校] ・4/13～5/31休業。 ・県立学校(特別支援学校含む)に対し4/13～4/24の期間は在宅教育を実施。 ・6/1の学校再開を目指し、家庭における検温、手洗い等の徹底、学校登校日の設定など準備を進める ・新しい教育スタイルを確立するとともに、第2波が起きた際の再度の在宅教育にも備えるため、以下の取組を進める ①オンラインを活用した双方向の授業の推進 ②ICT機器の活用による協働学習等の推進 ③児童生徒の健康観察等をオンラインを活用して家庭と学校が共有 [保育園] ・順次再開	[公立小中高等、特別支援学校] ・4/7～5/31休業。5/18以降、各学校で登校日を設定し、健康状態の確認と家庭学習を指導 [公立幼稚園の対応] ・5/31まで一部休業要請。県立学校と同様の措置を市町村等へ要請。 [私立小中高等の休校] ・5/31まで休業要請 [私立幼稚園の対応] ・5/31まで休業要請	[公立小中高等] ・5/27からは、国の緊急事態宣言の全面解除及び県の感染状況等を踏まえ、文部科学省の示す「学校の新しい生活様式」に基づいた通常の教育活動(一斉登校、一斉授業等)を実施 ・部活動については、感染症対策を徹底し、5/30から県内練習試合の実施、6/13から県内公式試合の実施可	[公立小中高等] ・5/31までとしていた県立学校の臨時休校を、5/21からの再開に前倒し、市町村の教育委員会にも同じような対応をとるよう要請 ・臨時休校に伴う学習の遅れには、夏休みの大幅な短縮などにより授業時間を確保
	事業所等	・企業等への時差出勤・テレワーク等の要請	・事業者への休業要請 ・企業等への時差出勤・テレワーク等の要請	・事業者への休業要請 ・企業等への時差出勤・テレワーク等の要請	・事業者への休業要請 ・企業等への時差出勤・テレワーク等の要請	・事業者への休業要請 ・企業等への時差出勤・テレワーク等の要請	・事業者への休業要請 ・企業等への時差出勤・テレワーク等の要請	・企業等への時差出勤・テレワーク等の要請	・企業等への時差出勤・テレワーク等の要請

【緊急事態宣言(その1)解除～宣言(その2)】 感染減少～再拡大(令和2年8月～11月頃)

本部会議	区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県
第8回 R2.8.27 ～ 第11回 R2.11.19	外出自粛	<ul style="list-style-type: none"> ＜滋賀らしい生活三つよし～「新しい生活様式」の実践例～＞ ・混んでいる場所や時間帯は避けるなど、人と人との接触機会を減らす ・感染防止策が徹底されていない施設等への外出は控える ・新しい旅のエチケットの実践 ・感染者が多数発生している地域への移動は極力控える ・発症した時のため、自分の行動を残す ・テレワークやローテーション勤務の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設における面会の自粛要請 ・高齢者、基礎疾患のある方等は、人混みや感染多発地域への外出は極力控える。無症状者が多い若年層は、高齢者等に会う場合は、特に慎重に行動する。 ・発熱又は風邪の症状がある場合は、無理せず自宅で療養すること。 ・ガイドラインを遵守していない店舗の利用を自粛する ・大人数での大声の会話・歌唱を伴う宴会・飲み会は控える 	<ul style="list-style-type: none"> 【区域】大阪府全域 【実施内容】 ・高齢者の方、高齢者と日常的に接する家族、高齢者施設・医療機関等の職員は感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状がある場合、早めに検査を受診する。 ・3密で唾液が飛び交う環境を避ける。 ・業種別ガイドラインを遵守(感染防止宣言ステッカーの導入)していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防がなされていない接待を伴う飲食店など感染リスクの高い施設の利用を目的とした、県境をまたぐ移動を自粛 ・感染防止策がなされていない県内外の感染リスクの高い施設の利用を自粛。高齢者や基礎疾患のある者は、特に注意 ・感染防止策がなされていない施設における大人数での会食や飲み会は自粛。若者グループについては、特に注意 ・発熱等の症状がある場合は、外出を控える ・感染防止策がなされていないイベントへの参加自粛 ・「ひょうごスタイル」の推進。特に近距離の会話、移動中の車やバスの車内でもマスクの着用を徹底 ・医療機関や社会福祉施設等への面会等には感染対策に注意し、施設等の指示に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ＜買い物＞ ・計画をたてて早早く済ませます。 ・1人または少人数ですいた時間にレジに並ぶ時は、前後にスペースを確保 ＜勤務先＞ ・テレワーク、ローテーション勤務の活用 ・名刺交換はオンラインで ・症状がある場合は自宅で療養 ・勤務中に体調が悪くなった場合は無理せず帰宅 ＜飲食店＞ ・多人数・長時間の会食は避ける。 ・感染防止策がなされていないイベントへの参加自粛 ・「ひょうごスタイル」の推進。特に近距離の会話、移動中の車やバスの車内でもマスクの着用を徹底 ・長時間のドライブは避ける。 ＜友人と飲食・カラオケ等＞ ・風邪症状や感染したリスクがある場合は参加しない ＜勤務先＞ ・症状がある場合は自宅で療養 ・勤務中に体調が悪くなった場合は無理せず帰宅 	<ul style="list-style-type: none"> (第8回まで) ・感染リスクの高い場所を避けた安全な場所への外出 ・1人または少人数ですいた時間にレジに並ぶ時は、前後にスペースを確保 ・県民や事業者には他府県等からの来客の受入自粛を依頼 ・他府県等から帰省や転勤された方には、2週間の自宅待機とともに登録を依頼 (第9回以降) ・大阪や首都圏、その他特に感染が拡大している地域に出かける際は、基本的な感染対策(マスク着用、手洗いなど)を心がけるとともに、会食や接待を伴う飲食は控える ・友人や知人との夜遅くまで長時間、集団で会食をし、そのまま友人の部屋に宿泊するような行動は控える ・通勤や通学前に検温をし、発熱などの症状がある場合は通勤や通学を控えてクリニックを受診する ・濃厚接触者が1回目のPCR検査で陰性となっても、2週間の経過観察中に陽性になったケースもあるため、濃厚接触者は、経過観察中は必ず自宅待機を行い、人との接触を避ける 	<ul style="list-style-type: none"> (第8回) ・不要不急の移動は5月31日まで控える ・6月18日までは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、北海道との間の不要不急の移動をまたぐ移動は慎重に (第9回以降) ・倦怠感、のどの違和感、発熱、味覚・嗅覚異常など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、事前にかかりつけ医に連絡。相談先に迷う場合は「受診相談センター」に相談 ・接触が心配な場合は「接触者等相談センター」に相談 ・少しでも体調が悪ければ通勤・通学を含め外出は控える ・「発熱・帰国者・接触者相談センター」に相談する ・感染拡大地域に出かける際は、県ホームページで毎日更新中の「感染警戒地域」情報を参考に、感染予防を徹底し、警戒する 	<ul style="list-style-type: none"> (第8回まで) ・不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県との間の人の移動は、避けるよう促す ・これまでクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある場についても、外出を避けるよう呼びかけ ・県外からの受入れ自粛、引き続き県有施設で県外客の利用を制限することを説明 (第9回以降) ・医療従事者・介護労働者はリスクの高い場所に行かない
	イベントの開催制限	<ul style="list-style-type: none"> 必要な感染防止策が担保される場合、次の収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。それ以外の場合は、従前の目安を原則とする。 【収容率要件】 ・感染リスクの少ないイベント(クラシック音楽コンサート等)→100%以内に緩和 ・その他のイベント(ロックコンサート、スポーツイベント等)→50%以内(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい)とする 【人数上限】 ・5,000人超→50%まで可 ※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「11月までの催物の開催制限等について」に準ずる 【大規模イベントにおける事前相談】 ・全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるイベントを開催予定の場合の県新型コロナウイルス対策相談センターへの相談 	<ul style="list-style-type: none"> イベント種類及び会場規模にあわせて収容率及び人数上限の目安を設定し、どちらか小さい方を限度とする。 【収容率要件】 ・大声での歓声・声援等がない →収容率100%以内 ・大声での歓声・声援等が想定される →収容率50%以内 【人数上限】 ・収容人数10,000人超→収容率50% ・収容人数10,000以下→5,000人 【大規模イベント】 ・お祭り、花火大会、野外フェスティバル等は、全国的又は広域的、参加者の把握が困難なものは中止を含めて慎重に検討 	<ul style="list-style-type: none"> (府主共催を含む) ・業種別ガイドラインの遵守を徹底 ・国の接触確認アプリ(COCOA)、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請 ・業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、「令和2年9月11日付国事務連絡」11月までの催物の開催制限等について」とおり、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直しを行った場合、国に準じて対応 ・全国的な移動を伴う又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件等と、大阪府に事前相談 ・適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期 ・地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものは、人数制限を行わない 【収容率要件】 ・大声での歓声・声援等がない →100%以内 ・大声での歓声・声援等がない →50%以内(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい) 【人数上限】 ・収容人数10,000人超→50% ・収容人数10,000以下→5,000人 ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい ※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「11月までの催物の開催制限等について」に準ずる 【大規模イベントの事前相談】 ・全国的又は広域的な祭り、野外フェス等については、慎重に検討し、開催する場合は人と人の間隔(1m)を設ける ・参加者が1,000人を超えるイベントは、県へ事前相談 	<ul style="list-style-type: none"> (～2月末) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要がある)感染リスクを軽減するための各種措置が担保されていることが緩和の条件で、それ以外の場合は、従来の目安を原則とする。 【収容率要件】 ・大声での歓声・声援等がない →100%以内(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい) 【人数上限】 ・収容人数10,000人超→50% ・収容人数10,000以下→5,000人 ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい ※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「11月までの催物の開催制限等について」に準ずる 【大規模イベントの事前相談】 ・全国的な移動を伴うイベント(クロスボーン等)又は、参加者が1,000人を超えるようなイベント開催を予定する場合は、県に事前相談を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な感染防止策が担保される場合は緩和することとし、当面2月末まで、次の収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。それ以外の場合は、従前の目安を原則とする。 【収容率要件】 ・大声での歓声・声援等がない →100%以内 ・大声での歓声・声援等が想定される →50%以内 ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい 【人数上限】 ・収容人数10,000人超→50% ・収容人数10,000以下→5,000人 ※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「11月までの催物の開催制限等について」に準ずる 	<ul style="list-style-type: none"> (9/19～当面2月末) 収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)それ以外の場合は、従前の目安を原則とする。現時点確保病床占有率が25%以上になった場合は、現在の基準に戻すこととする。 【収容率要件】 ・大声での歓声・声援等がない →100%以内(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい) 【人数上限】 ・収容人数10,000人超→50% ・収容人数10,000以下→5,000人 ※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「11月までの催物の開催制限等について」に準ずる 感染防止策を徹底して次の基準で実施 屋内:5,000人以下かつ収容率50%以下の参加人数 屋外:5,000人以下かつ人と人の間隔を十分確保(概ね2m) 【イベント開催申出制度】 ・定員50%超又は1,000人超、全国的イベントを開催する場合は、1箇月前までに申出書提出が必要。 ・比較的多数が集まる案件では、「とっとり新型コロナウイルス対策安心登録システム」を活用して参加者の登録と連絡体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> 収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)それ以外の場合は、従前の目安を原則とする。現時点確保病床占有率が25%以上になった場合は、現在の基準に戻すこととする。 【収容率要件】 ・大声での歓声・声援等がない →100%以内(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい) 【人数上限】 ・収容人数10,000人超→50% ・収容人数10,000以下→5,000人 ※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「11月までの催物の開催制限等について」に準ずる 【大規模イベントの事前相談】 ・全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるイベントを開催予定の場合の県へ相談感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対策等を求める。
	施設の使用制限	<ul style="list-style-type: none"> ＜滋賀らしい生活三つよし～「新しい生活様式」の実践例～＞ ・業種別感染拡大予防ガイドラインの遵守 ・「もしサボ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示 ・接触確認アプリ(COCOA)の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 【飲食店における感染拡大防止対策】 ・ガイドライン遵守の徹底 ・風営法に基づく立入調査、感染症法・食品衛生法・建築物衛生法に基づく店舗立入等の機会を活用したガイドライン遵守の啓発 ・対策チームによるクラスター発生店舗等へのガイドラインの徹底指導 ・ガイドライン推進京都会議によるステッカー掲示の徹底 ・「きょうと5ルール」等の周知徹底 ・緊急連絡サービス「こころ」や「あんしん追跡サービス」の普及と拡大 ・啓発資材・チラシの配布、利用啓発動画等普及拡大キャンペーンによる登録店舗、利用者の一層の拡大 ・来店時やチェックイン時の登録呼び掛け 	<ul style="list-style-type: none"> (府有施設を含む) ・業種別ガイドラインの遵守(感染防止宣言ステッカーの導入) ・国の接触確認アプリ(COCOA)、大阪コロナ追跡システムの導入、名簿作成など追跡対策をとる。 ・夜の街間連施設の従業員に少しでも症状がある場合は検査受診を勧める。※ミナミの臨時検査場における検査継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・業種ごとの感染予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底 ・接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策の周知の徹底 ・飲食店に対し、発熱、せき、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診 GoToEat参加飲食店においては、パーティション、アクリル板、テーブル等を利用し、利用客が家族や介助者等を除き「4人以下の単位」とする。あわせて、GoToEatに参加しない飲食店に対しても、同様の協力を要請 ・「感染拡大防止宣言ステッカー」の掲示 ・「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」への登録と、可能な限り、QRコードをテーブルやカウンターなどで掲示 ・店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある方は利用を控えてもらうようにする。 ・施設の利用前に、施設利用者等に接触確認アプリのインストールを促すこと。また、必要に応じて、施設利用者の連絡先等の把握をする。 ・施設利用の際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促す。また、消毒や手洗いなど「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促す。 ・施設利用の際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、三密を作らないよう徹底する。 ・感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、大切なお客様とお店・従業員を守るため、感染予防対策を十分に実施。 ・(第9回)鳥取県版ガイドラインの見直し ・飲食店、宿泊施設、理・美容所、接待を伴う飲食店など9業界へのガイドラインを更新するとともに、観光客の接客を行う土産物売り場を新たに作成 ・「とっとり新型コロナウイルス対策安心登録システム」や厚生労働省「接触確認アプリ(COCOA)」を活用。 	<ul style="list-style-type: none"> (第8回) ・法に基づく、施設使用制限は行っていない ・県立施設は、感染防止策徹底を前提に5月9日より順次再開 (第9回以降) ・全国的な感染予防の徹底(3密回避等) ・COCOA及び「とくしまコロナお知らせシステム」の更なる周知及び普及促進の更なる強化 	
	学校、大学等	<ul style="list-style-type: none"> 【大学】 ・学生に対するメール等による一斉注意喚起の実施 ・学内の感染拡大防止対策の徹底 ・啓発動画等を活用した全学生を対象としたガイダンスの実施 ・日常生活における感染防止のため、徹底して3密を避けること ・大学等における感染拡大予防のためのガイドライン等を遵守すること ・課外活動では、責任者を決め、活動マニュアルを遵守すること 【中学校、高校】 ・有識者メッセージ動画による中高生への新しい生活様式等の啓発 ・部活動等、集団活動を含めた感染防止の注意喚起 【大学生等PCR検査ネットワークの構築】 ・医療機関・施設等で実習する大学生等を対象としたPCR検査実施 ・大学保健センター等におけるPCR検査実施のための体制支援 	<ul style="list-style-type: none"> 【大学等】 ・学生などへの注意喚起など、適切な感染防止対策を講じる。 ・高齢者と日常的に接する学生は、感染リスクの高い環境を避ける。 ・寮やクラブ・サークル活動での感染防止対策を徹底する。 ・多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控える。 ・業種別ガイドラインを遵守(感染防止宣言ステッカーの導入)していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛する。 ・体調の悪い方は登校させない。体調の悪い方や少しでも症状がある方は、検査を受診する。 ・教室などでのマスクの着用、換気を徹底する。 ・休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控える。 	<ul style="list-style-type: none"> 【部活動・寮生活】 ・風邪症状や感染したリスクがある場合、部活動に参加させない ・寮では全員の個室管理を徹底 	<ul style="list-style-type: none"> (第8回) 【公立学校】 ・5月27日からは、国の緊急事態宣言の全面解除及び県の感染状況等を踏まえ、文部科学省の示す「学校の新しい生活様式」に基づいた通常の教育活動(一斉登校、一斉授業等)を実施 ・部活動については、感染症対策を徹底し、5月30日から県内練習試合の実施、6月13日から県内公式試合の実施可 (第9回以降) 【県版ガイドライン策定】 ・学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの策定 ・部活動(運動部・文化部)における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの策定 	<ul style="list-style-type: none"> 【公立学校】 ・5月31日までとしていた県立学校の臨時休校を、5月21日からの再開に前倒し、市町村の教育委員会にも同じような対応をとるよう要請 ・臨時休校に伴う学習の遅れには、夏休みの大幅な短縮などにより授業時間を確保 			
	事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ＜滋賀らしい生活三つよし～「新しい生活様式」の実践例～の呼びかけ＞ ・業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底 ・テレワーク・時差出勤の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務、テレワーク、分散出勤、サテライトオフィスなど、感染拡大を予防する新しい働き方を推進 ・従業員の飲食機会における感染予防の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対し、不要不急の外出を自粛するよう求める ・従業員に対し、「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求める ・業種別ガイドラインを遵守(感染防止宣言ステッカーの導入)していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛する ・従業員に対し、GoToEatキャンペーンで付与されたポイント又は既発行の食事券、府少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業で付与されたポイントを利用した飲食を控えるよう求める ・従業員に少しでも症状がある場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査受診を勧める ・寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気(CO2センサー)の活用による確認等を実施する ・休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控える 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対し、職場や寮のほか、仕事後の飲み会などにおける感染防止の徹底 ・飲食店に対し、発熱、せき、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診 ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」推進 ・関係団体を通じた企業等に対する接触機会低減等の取組 ・在宅勤務(テレワーク)、TV会議、ローテーション勤務等の推進 ・「三つの密」回避の促進、職場内の換気励行、検温及びマスク着用の徹底、発熱等の風邪症状がみられる従業員への出勤免除 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員等の発熱などのチェックをし、症状がある場合は業務に従事せず、クリニックを受診を勧めるなど、適切な対応を ・全ての業界、事業所等がガイドラインの遵守(関西広域連合啓発ポスター)掲示をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の皆様は、業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、大切なお客様とお店・従業員を守るため、感染予防対策を十分に実施。 ・会社寮等におけるガイドラインの遵守 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染予防の徹底(3密回避等) ・ガイドラインの遵守を徹底。 ・テレワーク等の推進 	

【緊急事態宣言(その1)解除～宣言(その2)】 宣言発出(令和3年1月13日)直前

本部会議	区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	
第12回R2.12.19(第13回は資料なし)	外出自粛	<ul style="list-style-type: none"> 感染者が多数確認されている地域では、より注意して行動 大阪府をはじめとする感染拡大地域および京都府への飲食やレジャーなど、不要不急の外出は極力控える(12月16日から) 発熱等の症状がある場合は、自宅で休養 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府などの感染拡大地域への不要不急の外出を極力控えること 他の地域や府域内の往来についても必要性を改めて検討して行動すること 発熱又は風邪の症状がある場合は、無理せず自宅で療養すること 飲食機会においては、厳重に注意すること 店舗等を利用する場合は、ガイドライン推進宣言事業者ステッカー掲示店舗の利用を徹底すること 大人数での大声での会話・歌唱を伴う宴会・飲み会は控えること 発熱等の症状がある場合は、参加を控えること 	<ul style="list-style-type: none"> 【区域】大阪府全域 不要不急の外出を自粛する 重症化リスクの高い方は、不要不急の外出を控える 「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会は控える GoToEatキャンペーン事業で付与されたポイント又は既発行の食事券、府少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業で付与されたポイントを利用した飲食を控える 感染防止宣言ステッカーを導入していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛 高齢者の方、高齢者と日常的に接する家族、高齢者施設・医療機関等の職員は感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状がある場合、休暇を取得するとともに早めに検査を受診する 	<ul style="list-style-type: none"> 東京、大阪など、感染拡大地域への不要不急の往来を自粛、特に若者は注意 できるだけ不要不急の外出は自粛、特に、高齢者、基礎疾患のある者は、不要不急の外出を自粛 初詣、成人式などの行事の前後、リスクの高い施設への出入りなど、行動に注意 感染防止策がなされていない県内外の感染リスクの高い施設の利用を自粛 感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避ける。若者グループについては、特に注意 感染防止対策がなされていないイベント等への参加を自粛 発熱など症状がある場合は、通勤・通学を含め外出を控えるとともに、電話で医師に相談 感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」の推進、移動中の車内でもマスクの着用を徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 飲食・買い物などのために、大阪市に行くのを控える 大阪などで感染リスクが高い場所に入り入りたときの帰宅後の対策(すぐに着替え・シャワー、食事・寝室は別々に) 飲食やカラオケでは、風邪症状や感染したリスクがある場合の参加自粛 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府への不要不急の外出は控え、通勤や通学などで出かける場合は、基本的な感染症対策を徹底する(期間:大阪府による外出自粛要請期間12月4日～29日) 感染が拡大している地域からの帰省等は、高齢者等へ感染させないよう行動する 感染が拡大している地域に出かける際は、会食や接待を伴う飲食は控える 友人や知人との夜遅くまで長時間、集団で会食をし、そのまま友人の部屋に宿泊するような行動は控える 感染によって重症化しやすい高齢者は、感染症対策がしっかりと取られていない催しへの参加を控える 軽微な症状であっても放置することなく、通勤通学を控えて直ちに身近な医療機関に電話相談するか、受診相談窓口に相談する 濃厚接触者は経過観察中は必ず自宅待機を行い、人との接触を避ける 	<ul style="list-style-type: none"> 少しでも違和感を自覚した場合には歩かず、事前にかかりつけ医に連絡する。相談先に迷う場合は「受診相談センター」に、接触が心配な場合は「接触者等相談センター」に相談する 年末年始の帰省については慎重に検討する 	<ul style="list-style-type: none"> 医療従事者・介護労働者はリスクの高い場所に行かない 	
	イベントの開催制限	<p>(当面来年2月末まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> 収容率と人数上限の小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)とする 【収容率】 大声での歓声・声援等がない 大声での歓声・声援等がない 飲食を伴うが発声はないもの(12月1日から適用)→100%以内 【人数上限】 大声での歓声・声援等が想定される→50%以内 ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい 【人数上限の目安】 収容人数10,000人超→50% 収容人数10,000人以下→5,000人 【大規模イベントの事前相談】 全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるイベントを開催予定の場合、事前に京都府相談窓口へ相談 	<p>(当面来年2月末まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> 【収容率要件】 大声での歓声・声援等がない→100%以内 大声での歓声・声援等が想定される→50%以内 【人数上限】 ①収容人数10,000人超→50% ②収容人数10,000人以下→5,000人 【催物開催に関する留意事項】 イベント主催者等は、国が示した感染防止策を実施すること 【大規模イベントの事前相談】 全国的な移動を伴うイベントや参加者が千人を超えるイベントの開催を予定する場合、事前に京都府相談窓口へ相談すること 	<p>(府主共催を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討 国の接触確認アプリ(COCA)、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請 令和2年11月12日付け内閣官房コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡のとおり 国が乗組員がガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直しを行った場合、国に準じ対応 【大規模イベントの事前相談】 全国的な移動を伴う又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等を、大阪府に事前相談 	<p>【開催制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものは、人数制限を行わない 催物開催にあたっては、適切な感染防止対策を実施 【収容率要件】 大声での歓声・声援等がない→100%以内 大声での歓声・声援等が想定される→50%以内 【人数上限】 収容人数10,000人超→50% 収容人数10,000人以下→5,000人 ※令和2年11月12日付け内閣官房コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡に留意 【大規模イベントの事前相談】 全国的又は広域的な祭り、野外フェス等については、慎重に検討し、開催する場合は人と人の間隔(1m)を設ける 参加者が1,000人を超えるイベントは、県へ事前相談 	<p>(～2月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度に(両方の条件を満たす必要がある)。それ以外の場合は、従来の目安を原則とする 【収容率要件】 大声での歓声・声援等がない→100%以内(席がない:適切な間隔) 大声での歓声・声援等が想定される→50%以内(席がない:十分な間隔) ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある 【人数上限】 収容人数10,000人超→50% 収容人数10,000人以下→5,000人 ※その他詳細は、令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡のとおり 【大規模イベントの事前相談】 全国的な移動を伴うイベント(プロスポーツ等又は、参加者が1,000人を超えるようなイベント)開催を予定する場合は、県に事前相談を行う 	<p>(～2月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とし、それ以外の場合は、従前の目安を原則とする 【収容率要件】 大声での歓声・声援等がない→100%以内 大声での歓声・声援等が想定される→50%以内 ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい 【人数上限】 収容人数10,000人超→50% 収容人数10,000人以下→5,000人 ※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡に準ずる 	<p>(9/19～当面2月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> 収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要) ※現時点確保病床占有率が25%以上になった場合は、9月16日以前の基準に戻すこととする 【収容率要件】 大声での歓声・声援等がない→100%以内 大声での歓声・声援等が想定される→50%以内 ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい 【人数上限】 収容人数1万人超→50% 収容人数1万人以下→5,000人 ※令和2年11月12日付け内閣官房コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡に準ずる 【大規模イベントの事前相談】 全国的な移動を伴うイベントや参加者が千人を超えるイベントを開催予定の場合、県への事前相談を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な感染防止策が担保される場合は緩和し、収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする 【収容率要件】 歓声・声援等が想定されない→100%以内 歓声・声援等が想定されるもの→50%以内 【人数上限】 収容人数1万人超→50% 収容人数1万人以下→5,000人 ※令和2年11月12日付け内閣官房コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡に準ずる 【大規模イベントの事前相談】 全国的な移動を伴うイベントや参加者が千人を超えるイベントを開催予定の場合、県への事前相談を依頼 	
	施設の使用制限	<ul style="list-style-type: none"> 業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底。利用者にも感染防止策への協力を依頼 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサボ滋賀」導入と「感染予防対策実施宣言書」掲示 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン推進京都府議会によるステッカーの掲示の徹底 府警・保健所の立入調査等に機会を活用したガイドライン遵守 飲食店においては、パーテーションの活用 府警本部が実施する社交飲食店等への管理者講習の機会を活用したガイドライン遵守 対策チームによるクラスター発生店舗、感染防止対策不備店舗等へのガイドライン徹底指導 「こころ」等の接触確認アプリの利用者、登録店舗等の一層の拡大と感染者との接触が確認された利用者に対するPCR検査の徹底 	<p>【区域】大阪市全域※府有施設を含む</p> <p>【期間】12月16日～12月29日</p> <ul style="list-style-type: none"> 業種別ガイドラインの遵守 飲食店においては、パーテーションの活用 会話の際は、マスク・フェイスシールドを着用(食事中のマスクの活用を含む) 接待を伴う飲食店、政令対象の酒類の提供を行う飲食店 感染防止宣言ステッカーを導入していない施設→休業を要請 業種別ガイドラインを遵守している施設→営業時間短縮(5時～21時)を要請 その他の酒類提供を行う飲食店→営業時間短縮(5時～21時)を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店等に、保健所による食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策を周知徹底 飲食店においては、発熱、せき、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診 GoToEat参加飲食店には、パーテーション、アクリル板、テーブル等を利用し、利用客が家族や介助者等を除き「4人以下の単位」とする GoToEatに参加しない飲食店に対しても、同様の協力を要請 業種別ガイドラインに基づく感染防止策を徹底し、「感染拡大防止宣言ポスター」を掲示 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と、可能な限りQRコードのテーブルやカウンターなどで掲示 店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある方は利用を控えてもらうようにする 施設の利用前に、施設利用者に接触確認アプリのインストールを促す。また、必要に応じて、施設利用者との連絡先等の把握をする 施設利用の際には、原則、マスクを着用することを促す。また、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促す 施設利用の際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、三密を作らないよう徹底する 感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底する 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員等の発熱などのチェックをし、症状がある場合は業務に従事させず、クリニックの受診を勧めるなど、適切な対応をする 全ての業界、事業所でガイドラインの遵守とポスター(関西広域連合啓発ポスター)掲示をする 	<ul style="list-style-type: none"> 県版ガイドラインの策定 業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、大切なお客様とお店・従業員を守るため、感染予防対策を十分に実施する 「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」や厚生労働省「接触確認アプリ(COCA)」を活用する 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染予防の徹底(3密回避等) ガイドラインの遵守を徹底 「とくしまスマートライフ宣言」または「ガイドライン実践店ステッカー」の掲示 「とくしまコロナお知らせシステム」の登録・掲示 	
	学校、大学等		<p>【大学生】(12/9～)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各大学は、各々の特性を踏まえ、危機感を持って感染防止策を策定し、高等教育機関として責任を持って全学生の生活全般に対して感染防止行動を徹底させる 大学生は、課題活動、アルバイト、飲食機会、寮生活等、日常生活の全般において、一人ひとりが社会の一員であるという自覚を持って行動する 大学保健センターにおいて学生の感染防止状況を迅速に情報共有し、保健所との連携を強化する 	<p>【大学等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者と日常的に接する学生は、感染リスクの高い環境を避ける 寮やクラブ・サークル活動での感染防止対策(マスクの着用等)を徹底する 学生等に対し、不要不急の外出を自粛するよう求める 学生等に対し、「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求める 学生等に対し、GoToEatキャンペーンで付与されたポイント又は既発行の食事券、府少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業で付与されたポイントを利用した飲食を控えるよう求める 学生等に少しでも症状がある場合は、休暇を取得ししやすい環境を整えるとともに検査受診を勧める 適度な保湿、適切な換気(CO2センサーの活用による確認等)を実施する 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控える 感染防止宣言ステッカーを導入していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛する 					<p>【県版ガイドライン策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校寮における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの遵守 部活動(運動部・文化部)における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの遵守 	
	事業所等	<ul style="list-style-type: none"> 業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底。利用者にも感染防止策への協力を依頼 テレワーク・時差出勤の推進 		<ul style="list-style-type: none"> 従業員に、不要不急の外出を自粛するよう求める 従業員に、「5人以上」「5時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求める 従業員に、GoToEatキャンペーンで付与されたポイント又は既発行の食事券、府少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業で付与されたポイントを利用した飲食を控えるよう求める 従業員に、感染防止宣言ステッカーの導入していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛するよう要請 従業員に少しでも症状がある場合は、休暇を取得ししやすい環境を整えるとともに検査受診を勧める 適度な保湿、適切な換気(CO2センサーの活用による確認等)を実施する 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えるよう要請 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員に、職場や寮のほか、仕事後の飲み会などにおける感染防止の徹底 飲食店に、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診 「ひょうごスタイル」の推進 在宅勤務(テレワーク)、TV会議、ローテーション勤務等の推進 従業員に、「三つの密」回避の促進 職場内の換気励行 検温及びマスク着用の徹底 発熱等の風邪症状がみられる従業員への出勤免除 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員等の発熱などのチェックをし、症状がある場合は業務に従事させず、クリニックの受診を勧めるなど、適切な対応をする 全ての業界、事業所でガイドラインを遵守 ポスター(関西広域連合啓発ポスター)掲示をする 	<ul style="list-style-type: none"> 業種別ガイドラインの遵守を徹底し、大切なお客様とお店・従業員を守るため、感染予防対策を十分に実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染予防の徹底(3密回避等) ガイドラインの遵守を徹底 		

【緊急事態宣言発出期(その2)】 大阪府・兵庫県・京都府:令和3年1月14日～2月28日

本部会議	区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	
第14回 R3.1.28 ～ 第15回 R3.2.27	外出自粛	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言対象地域への不要不急の往来は控える その他の感染拡大地域への不要不急の往来は控える 緊急事態宣言対象地域から滋賀県への不要不急の往来を控える 混んでいる場所や時間帯は避けるなど、人と人との接触機会を減らす 感染防止策が徹底されていない施設等への外出は控える テレワークやローテーション勤務の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出自粛。特に20時以降の徹底した不要不急の外出自粛の要請 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出・移動を自粛する。特に、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底する 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出自粛。20時以降の徹底した不要不急の外出自粛 緊急事態宣言対象地域など感染拡大地域への往来は自粛 感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛 感染防止策がなされていない県内外の感染リスクの高い施設の利用を自粛 感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避ける。若者グループについては、特に注意 卒業旅行、謝恩会、歓迎会、花見による宴会などを控える 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言が発出されている地域への不要不急の往来を控える 感染拡大地域でのリスクが高い場所への出入りを控える 症状がある場合の外出自粛の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言対象区域への不要不急の往来を控える 感染が拡大している地域に出かける際は、基本的な感染症対策を心がけるとともに、会食や接待を伴う飲食は控える 友人や知人との夜遅くまで長時間、集団で会食をし、そのまま友人の部屋に宿泊するような行動は控える 重症化しやすい高齢者は、マスクを着用しないまま長時間の接触機会や感染症対策がしっかりと取られていない催しへの参加を控える 軽微な症状であっても、通勤通学を控えて地域の身近な医療機関に電話相談を。かかりつけ医等がない場合は受診相談窓口へ 濃厚接触者は経過観察中は必ず自宅待機を行い、人との接触を避ける 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言対象地域へは、日程の見直しを改めて検討、平日・休日を問わず可能な限り往来を控える。※兵庫県のうち香美町及び新温泉町については、必要不可欠な往来は差し支えない 少しでも違和感を自覚した場合には歩かず、事前にかかりつけ医に連絡。相談先に迷う場合は「受診相談センター」に相談 接触が心配な場合は「接触者等相談センター」に相談 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言対象都府県への不要不急の往来を控える 感染が拡大している地域との往来については、慎重に検討し、各都道府県が発しているメッセージや情報を事前に確認の上、「訪問先の都道府県の要請に沿った行動」を要請 	
	イベントの開催制限	<ul style="list-style-type: none"> (～2月月末) 収容率と人数上限の小さい方を限度(両方の条件を満たす必要とする) 【収容率の目安】 ・大声での歓声・声援等がない ・飲食を伴う(発声はない) →100%以内 ・大声での歓声・声援等が想定される →50%以内 ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい 【人数上限の目安】 ・収容人数10,000人超→50% ・収容人数10,000人以下→5,000人 【大規模イベントの事前相談】 ・全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるイベントを開催予定の場合、事前に京都府相談窓口へ相談すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・20時までの開催時間について協力を依頼 ・イベント主催者等に対し、以下の要件に沿った開催を要請 【人数上限】5,000人以下 【収容率】 ・屋内→50%以下 ・屋外→人と人との距離を十分に確保(できるだけ2m) ※地域で行われる集い等、全国的又は広域的な移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものは、人数制限を行わない 【大規模イベントの事前相談】 ・参加者が1,000人を超えるイベントは、県へ事前相談 ※但し、1/14時点でチケット販売済分は適用外 	<ul style="list-style-type: none"> (府主共催を含む) ・20時以降の時間短縮について協力を依頼 【人数上限】5,000人以下 【収容率】 ・屋内→50%以下 ・屋外→人と人との距離を十分に確保(できるだけ2m) 	<ul style="list-style-type: none"> ・催物開催にあたっては、適切な感染防止対策を実施 ・20時までの時間短縮を働きかけ ・感染拡大予防がイライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等又は延期 ・屋内→5,000人以下、かつ収容率50%以下(できるだけ2m) ※地域で行われる集い等、全国的又は広域的な移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものは、人数制限を行わない 【大規模イベントの事前相談】 ・参加者が1,000人を超えるイベントは、県へ事前相談 ※但し、1/14時点でチケット販売済分は適用外 	<ul style="list-style-type: none"> (～2月月末) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要がある)とする。それ以外の場合は、従来の目安を原則とする 【収容率要件】 ・大声での歓声・声援等がない →100%以内(席がない:適切な間隔) ・大声での歓声・声援等が想定される →50%以内(席がない:十分な間隔) ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい 【人数上限】 ・収容人数10,000人超→50% ・収容人数10,000人以下→5,000人 ※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡のとおりとする 【大規模イベントの事前相談】 ・全国的な人の移動を伴うイベント(フットボール等又は、参加者が1,000人を超えるようなイベント)開催を予定する場合は、県に事前相談を行う 	<ul style="list-style-type: none"> (～2月月末) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする(両方の条件を満たす必要がある) ※現時点確保病床占有率が25%以上になった場合は、9月16日以前の基準に戻す 【収容率要件】 ・大声での歓声・声援等がない →100%以内(席がない:人と人が接触しない程度の間隔) ・大声での歓声・声援等が想定される →50%以内(席がない:十分な人と人との間隔(1m)) 【人数上限】 ・収容人数1万人超→50% ・収容人数1万人以下 ⇒5,000人 ※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「11月までの催物の開催制限等について」に準ずる 	<ul style="list-style-type: none"> 収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度とする(両方の条件を満たす必要がある) ※現時点確保病床占有率が25%以上になった場合は、9月16日以前の基準に戻す 【収容率要件】 ・大声での歓声・声援等がない→100%以内(人と人が接触しない程度の間隔) ・大声での歓声・声援等が想定される→50%以内(席がない:十分な人と人との間隔(1m)) 【人数上限】 ・収容人数1万人超→50% ・収容人数1万人以下 ⇒5,000人 ※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「11月までの催物の開催制限等について」に準ずる 	<ul style="list-style-type: none"> 収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度とする(両方の条件を満たす必要がある) ※現時点確保病床占有率が25%以上になった場合は、9月16日以前の基準に戻す 【収容率要件】 ・大声での歓声・声援等がない→100%以内(人と人が接触しない程度の間隔) ・大声での歓声・声援等が想定される→50%以内(席がない:十分な人と人との間隔(1m)) 【人数上限】 ・収容人数1万人超→50% ・収容人数1万人以下 ⇒5,000人 ※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「11月までの催物の開催制限等について」に準ずる 	
	施設の使用制限	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底。利用者にも感染防止策への協力を依頼 ・新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサボ滋賀」導入と「感染予防対策実施宣言書」掲示 	<ul style="list-style-type: none"> 【特措法に基づく要請】 ・飲食店、遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗の20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで)を要請する 【特措法に基づかない働きかけ】 ・特措法施行令第11条施設については、20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで)を働きかける ・開催するイベントは、人数上限5,000人、収容率50%とすること ※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。 	<ul style="list-style-type: none"> 【特措法に基づく要請】 ・飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等 ・食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 →営業時間短縮(5時～20時、酒類の提供は11時～19時) 【協力依頼】 ・運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、遊興施設、物品販売業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需物資を除く)、サービス業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需サービスを除く) →営業時間短縮(5時～20時、酒類の提供は11時～19時) ・開催するイベントは人数上限5,000人かつ収容率50%以下とすること 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗に対し、営業時間を5時から20時まで(酒類提供は11時から19時まで)とし、感染防止策を徹底する ・運動施設、遊技場、劇場、物品販売業を営む店舗(生活必需物資を除く)等に対し、営業時間を5時から20時まで(酒類提供は11時から19時まで)とし、人数上限5,000人、かつ、屋内にあっては収容率50%以下、屋外にあっては人と人の距離を十分に確保するよう働きかけ ・飲食店等への営業時間短縮等の徹底を図るため、市町、警察、消防等と連携し、見回り活動を実施 ・接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策を周知徹底 ・飲食店に対し、発熱、せき、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診 ・GoToEat参加飲食店は、ハーゲン、アクリル板、テーブル等を利用し、「4人以下の単位」とする ・GoToEatに参加しない飲食店に対しても、同様の協力を要請 ・「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」への登録と、可能な限りQRコードのテーブルやカウンターなどで掲示 ・店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある方は利用を控えてもらう ・施設の利用前に、施設利用者へ接触確認アプリのインストールを促す。また、必要に応じて、施設利用者の連絡先等の把握をする ・施設利用の際には、原則、マスクを着用することを促す ・業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底し、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、三密を作らないよう徹底する 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の発熱等のチェックをし、症状がある場合は業務に従事させず、クリニックを受診をすすめるなど、適切な対応をする ・全ての業界、事業所でガイドラインの遵守とホスター(関西広域連合啓発ホスター)掲示をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・県版ガイドライン策定 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、大切なお客様とお店・従業員を守るため、感染予防対策を十分に実施 ・「とっとり新型コロナウイルス安心登録システム」や厚生労働省「接触確認アプリ(COCA)」を活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・県主催イベントは、緊急事態宣言の期間中、緊急事態宣言対象地域、感染拡大地域からの参加が見込まれるイベントや当該地域で開催するイベントで、リモートやオンラインによる工夫ができないものについては、原則延期・中止 ・全国的・広域的な人の移動が見込まれる祭り等については、中止を含めて慎重に判断 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染予防の徹底(3密回避等) ・ガイドラインの遵守の徹底を要請 ・「とくしまスマートライフ宣言」または「ガイドライン実践店ステッカー」の掲示を要請 ・「とくしまコロナお知らせシステム」の登録・掲示を要請 ・感染リスクが高まる「5つの場面」への注意喚起
	学校、大学等		<ul style="list-style-type: none"> 【大学等】 ・感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること ・部活動、課外活動、学生祭における感染防止策を徹底するとともに、懇親会や飲み会・部活動における感染リスクの高い活動は自粛すること ・大学入学試験等については、実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期すこと 	<ul style="list-style-type: none"> 【大学等】 ・感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること ・部活動、課外活動、学生祭における感染防止策、懇親会や飲み会などについて、学生等に注意喚起を徹底する ・部活動における感染リスクの高い活動は自粛する 				<ul style="list-style-type: none"> 【県版ガイドライン策定】 ・学校祭における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン ・部活動(運動部・文化部)における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ活動等における感染予防徹底 ・宴会等における注意喚起 	
	事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別感染拡大予防ガイドラインの遵守 ・テレワーク・時差出勤の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者等に対しテレワークの徹底等を要請し、「出勤者数の7割削減」をめざす ・出勤が必要となる職場では、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進する ・業態によりテレワーク困難な場合は、週休の分散化、休暇取得等により職場での密を回避する ・事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する ・「出勤者数の7割削減」をめざすことを含め、テレワークをより推進する。出勤が必要となる職場でもローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進する ・新年の挨拶回り、新年会、賀詞交歓会及びこれに類するものは飲食につながるため自粛する 	<ul style="list-style-type: none"> ・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)、TV会議等の推進 ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」推進 ・「三つの密」回避の促進、職場内の換気励行、検温及びマスク着用の徹底、発熱等の風邪症状がみられる従業員への出勤免除 ・従業員に対し、職場や寮のほか、仕事後の飲み会などにおける感染防止の徹底 ・飲食店に対し、発熱、せき、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の発熱等のチェックをし、症状がある場合は業務に従事させず、クリニックを受診をすすめるなど、適切な対応をとる ・全ての業界、事業所でガイドラインの遵守とホスター(関西広域連合啓発ホスター)掲示をする ・職場内でもマスクの着用を徹底する ・在宅勤務(テレワーク)や時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組をすすめる 	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、大切なお客様とお店・従業員を守るため、感染予防対策を十分に実施 ・県版ガイドライン策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染予防の徹底(3密回避等) ・ガイドラインの遵守を徹底 ・感染リスクが高まる「5つの場面」に注意する ・中年に対し、職場での感染予防徹底、宴会等における注意喚起 		

【宣言解除～まん防適用まで】 宣言解除(令和3年2月28日)～まん延防止適用(令和3年4月25日)

本部会議	区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県
第16回 R3.3.25	外出自粛	<ul style="list-style-type: none"> 感染防止策が徹底されていない施設等への外出は控える 新しい旅のエチケットの実践 感染者が多数発生している地域への移動は極力控える テレワークやローテーション勤務の活用 謝恩会・款送迎会・お花見などの会食は特に注意する 混んでいる場所や時間帯は避けるなど、人と人との接触機会を減らす 	<ul style="list-style-type: none"> 各種イベント等、屋外の活動も慎重に行動。特に、款送迎会やお花見の宴会等は自粛 宴会、家族以外のホームパーティーは控える 	<ul style="list-style-type: none"> 首都圏(1都3県)との往來を自粛する 款送迎会、謝恩会、宴会を伴う花見は控える 	<ul style="list-style-type: none"> 感染が拡大している地域との不要不急の往來 感染リスクの高い施設の利用自粛 大人数や長時間に及ぶ会食を自粛 感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛 卒業旅行、謝恩会、款送迎会、花見による宴会などを控える 	<ul style="list-style-type: none"> リスクが高い場所への出入りを控える 症状がある場合の外出自粛の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県への不要不急の外出は控える。出張等で出かける場合は、基本的な感染症対策を徹底する(期間:3月22日以降、各都県が都県民へ不要不急の外出の自粛を要請している期間) 感染が拡大している地域に出かける際は、基本的な感染症対策を心がけるとともに、会食や接待を伴う飲食は控える 友人や知人との夜遅くまで長時間、集団で会食をし、そのまま友人の部屋に宿泊するような行動は控える 重症化しやすい高齢者は、マスクを着用しないまま長時間の接触機会や感染症対策がしっかりと取られていない催しへの参加を控える 軽微な症状であっても放置することなく、通勤通学を控え、かかりつけ医等地域の身近な医療機関が受診相談窓口にご相談する 濃厚接触者は経過観察中は必ず自宅待機を行い、人との接触を避ける 	<ul style="list-style-type: none"> 今一度予定を見直し、感染流行嚴重警戒地域への不要不急の往來は控える。また、感染流行警戒地域への不要不急の往來については慎重に判断する 少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、事前にかかりつけ医が「受診相談センター」にご相談。接触が心配な場合は「接触者等相談センター」にご相談 	<ul style="list-style-type: none"> 「11都府県」について、訪問時には、ホームページ等で情報を確認し、各都道府県が発しているメッセージや情報を事前に確認の上、「訪問先の都道府県の要請に沿った行動」を要請
	イベントの開催制限	<p>(当面4月末まで)</p> <p>収容率と人数上限の小さい方を限度(両方の条件を満たす必要とする)</p> <p>【収容率の目安】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大声での歓声・声援等がない 飲食を伴うが発声はない→100%以内 大声での歓声・声援等が想定される→50%以内 <p>※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい</p> <p>【人数上限の目安】</p> <ul style="list-style-type: none"> 収容人数10,000人超→50% 収容人数10,000人以下→5,000人 <p>【大規模イベントの事前相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるイベントを開催予定の場合の県新型コロナウイルス対策相談コールセンターへの相談 	<p>(～4月11日)</p> <p>【人数上限】</p> <p>5,000人又は収容定員50%以内(10,000人以内)のいずれか大きい方</p> <p>※大声での歓声等がない場合は100%</p> <p>【事前協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベント開催を予定する場合は、府に事前相談 	<p>(府主共催を含む)</p> <p>【人数上限】</p> <ul style="list-style-type: none"> 5,000人又は収容定員50%以内(10,000人以内)のいずれか大きい方 大声での歓声等がない場合は100% 	<p>(3月8日～3月31日)</p> <p>【収容率】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大声での歓声・声援等がない→100%以内 大声での歓声・声援等が想定される→50%以内 <p>※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい(50%を超える場合がある)</p> <p>【人数上限】</p> <ul style="list-style-type: none"> 収容人数10,000人超→50% 収容人数10,000人以下→5,000人 <p>※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡のとおりとする</p> <p>【大規模イベントの事前相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国的な移動を伴うイベント(フットボール等)又は、参加者が1,000人を超えるようなイベント開催を予定する場合は、県に事前相談を行う。 	<p>収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要がある)。それ以外の場合は、従前の目安を原則とする</p> <p>【収容率要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大声での歓声・声援等がない→100%以内(席がない:適切な間隔) 大声での歓声・声援等が想定されるもの→50%以内(席がない:十分な間隔) <p>※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい(収容率は50%を超える場合がある)</p> <p>【人数上限】</p> <ul style="list-style-type: none"> 収容人数10,000人超→50% 収容人数10,000人以下→5,000人 <p>※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡に準ずる</p>	<p>(～2月末)</p> <p>収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。それ以外の場合は、従前の目安を原則とする</p> <p>【収容率要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大声での歓声・声援等がない→100%以内 大声での歓声・声援等が想定される→50%以内 <p>※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい</p> <p>【人数上限】</p> <ul style="list-style-type: none"> 収容人数10,000人超→50% 収容人数10,000人以下→5,000人 <p>※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡に準ずる</p>	<p>(9/19～当面4月末)</p> <p>収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。現時点確保病床占有率が25%以上になった場合は、9月16日以前の基準に戻す</p> <p>【収容率要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歓声・声援等が想定されない→100%以内(席がない:人と人が接触しない程度の間隔) 歓声・声援等が想定される→50%以内(席がない:十分な間隔(1m)) <p>【人数上限】</p> <ul style="list-style-type: none"> 収容人数1万人超→収容人数の50% 収容人数1万人以下→5,000人 <p>【イベント開催申出制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 定員50%超又は1,000人超、全国的イベントを開催する場合、1か月前までに申出書提出が必要 全国的・広域的な人の移動が見込まれる祭りについては、中止を含めて慎重に判断 緊急事態宣言の期間中、緊急事態宣言対象地域をはじめ、感染拡大地域からの参加が見込まれるイベントや当該地域で開催するイベントで、リモートやオンラインによる工夫ができないものについては、原則延期・中止 	<p>(～4月末)</p> <p>収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。それ以外の場合は、従前の目安を原則とする。</p> <p>【収容率要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大声での歓声・声援等がない→100%以内(席がない:適切な間隔) 大声での歓声・声援等が想定される→50%以内(席がない:十分な間隔) <p>【人数上限】</p> <ul style="list-style-type: none"> 収容人数10,000人超→50% 収容人数10,000人以下→5,000人 <p>※令和3年2月26日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡に準ずる。</p> <p>【大規模イベントにおける感染防止策の事前相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国的な移動を伴うイベントや参加者が千人を超えるイベントを開催予定の場合、県への事前相談を依頼
	施設の使用制限	<ul style="list-style-type: none"> 業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底。利用者にも感染防止策への協力を依頼 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサボ滋賀」導入と「感染予防対策実施宣言書」掲示 	<ul style="list-style-type: none"> 適切なアクリル板の設置や消毒等、飛沫対策の徹底 適切な換気、テーブル間隔等の確保などガイドラインの徹底 	<p>(3月22日から3月31日まで)</p> <p>【協力依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> 営業時間短縮(5時～21時)を要請。ただし、酒類の提供は20時30分まで 業種別ガイドラインの遵守を徹底 適切な換気のためCO2センサーを設置 <p>【対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 	<p>(3月8日～3月31日まで)</p> <p>【協力依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> 業種別ガイドラインを遵守すること※県全域 5～21時の間の営業、11～20時30分間の酒類提供 「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示、「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」への登録と、可能な限りQRコードのテーブルやカウンターなどで掲示 店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請 飲食店に対し、発熱、せき、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診 <p>【区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市 <p>【対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 客に飲食をさせる営業が行われている施設 遊興施設のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗(宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 入場時等に検温を実施し、症状がある方は利用を控えてもらう 施設の利用前に、施設利用者に接触確認アプリのインストールを促す。また、必要に応じて、施設利用者の連絡先等の把握をする 施設利用の際には、原則、マスクを着用することを促す。また、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促す 入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、三密を作らないよう徹底する 業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底する 	<ul style="list-style-type: none"> 県版ガイドライン策定 業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、大切なお客様とお店・従業員を守るため、感染予防対策を十分に実施 「とっとり新型コロナウイルス安心登録システム」や厚生労働省「接触確認アプリ(COCA)」を活用。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染予防の徹底(3密回避等) ガイドラインの遵守を徹底。 「とくしまスマートライフ宣言」または「ガイドライン実践店ステッカー」の掲示 「とくしまコロナお知らせシステム」の登録・掲示 感染リスクが高まる「5つの場面」に注意 	
	学校、大学等	<p>【大学等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入学式等の行事は分散開催又はオンライン中継とし、原則として本人以外の出席は禁止 新入生、帰省者が京都に移動する場合は、2週間前からの健康観察を義務付け 感染者が確認された場合は、保健センター等で行動調査を実施 学生寮及び部活動等の課外活動における感染防止対策の点検と定期的な対策の確認 款送迎会等の飲食を伴う行事の自粛 	<p>【大学等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学生に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求める 学生に対し、款送迎会、謝恩会、宴会を伴う花見を控えるよう求める 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保する 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策などについて、学生等に注意喚起を徹底する 年度末に向けて行われる行事(卒業式等)は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討する 					<p>【県版ガイドライン策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校祭における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン 部活動(運動部・文化部)における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> クラブ活動等における感染予防徹底、宴会等における注意喚起
	事業所等	<ul style="list-style-type: none"> 業種別感染拡大予防ガイドラインの遵守 テレワークやローテーション勤務の活用 	<ul style="list-style-type: none"> テレワークの一層の推進 ローテーション勤務、時差出勤等の推進 週休の分散化、休暇取得等により密を回避 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求める 従業員に対し、款送迎会、宴会を伴う花見を控えるよう求める 「出勤者数の7割削減」をめざすことを含め、テレワークをより推進する。出勤が必要となる職場でもローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取組みを推進する 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」の推進 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、在宅勤務(テレワーク)、TV会議等の推進 ローテーション勤務、時差出勤等の取組推進 3密回避の促進 職場内の換気励行 検温及びマスク着用の徹底 発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の発熱等のチェックをし、症状がある場合は業務に従事させず、クリニックを受診をすすめるなど、適切な対応を要請 全ての業界、事業所でガイドラインの遵守とポスター(関西広域連合啓発ポスター)掲示をする 職場内でもマスクの着用を徹底する 在宅勤務(テレワーク)や時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組をすすめる 	<ul style="list-style-type: none"> 業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、大切なお客様とお店・従業員を守るため、感染予防対策を十分に実施 	<ul style="list-style-type: none"> 職場での感染予防徹底 宴会等における注意喚起 基本的な感染予防の徹底(3密回避等) ガイドラインの遵守を徹底 感染リスクが高まる「5つの場面」に注意 	

【まん延防止等重点措置適用期(その1)】 大阪府・兵庫県・京都府:令和3年4月25日～5月11日

本部会議	区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県
第17回 R3.4.22	外出自粛	・まん延防止等重点措置実施区域をはじめとする感染拡大地域への不要不急の往来は控える	(4/12～5/5) ・不要不急の外出・移動の自粛、混雑している場所や時間を避ける ・京都府外への不要不急の往来自粛 ・感染リスクの高い施設の利用自粛 ・時短要請している飲食店等に、時短営業時間以降みだりに出入りしない。	・大阪府域全域における不要不急の外出・移動は自粛すること ・大阪府外への不要不急の外出・移動は自粛すること ・款送迎会は控えること	・時短要請がされている時間帯に飲食店にみだりに出入りしないこと ・まん延防止等重点措置区域、感染が拡大している地域との不要不急の往来及び感染リスクの高い施設の利用自粛 ・会食など感染リスクの高い施設の利用後は、一定期間人との接触に注意するなど、家庭内においても「人につつきない行動」をとる ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛 ・款送迎会、自宅などでの大人数・長時間の飲食を自粛	【大阪由来の一次感染の対策】 ・大阪市での飲食・カラオケは控える ・通勤や通学などで大阪市へ行く場合も、寄り道しないで、まっすぐ帰る ・余暇は県内で、屋外や、感染防止対策がとられている場所が安全	(～5月9日) ・不要不急の外出の自粛 ・大阪府、兵庫県、京都府、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、宮城県、沖縄県への不要不急の外出を控える(期間:各都府県が、まん延防止等重点措置を実施している期間中) ・大阪に通勤されている方は、積極的に在宅勤務(テレワーク)を ・家族以外のかたやカラオケを控える ・款送迎会・謝恩会・宴会を伴う花見等を極力控える ・感染が拡大している地域に出かける際は、会食や接待を伴う飲食は控える ・友人や知人との夜遅くまで長時間、集団で会食をし、そのまま友人の部屋に宿泊するような行動は控える ・マスクを着用しないまま長時間の接触機会があるような催しへの参加を控える ・軽微な症状であっても放置することなく、通勤通学を控えてかかりつけ医等地域の身近な医療機関に電話相談を。かかりつけ医等がない場合は受診相談窓口へ ・濃厚接触者は経過観察中は必ず自宅待機を行い、人との接触を避ける	・まん延防止等重点措置適用地域(兵庫県香美町及び新温泉町を除く)へは、日程の見直しを改めて検討していただくことも含め、平日・休日を問わず可能な限り往来を控える ・ゴールデンウィーク期間中は、感染拡大地域との往来は、緊急な場合・生活上必要な場合を除き控える	・訪問時には、ホームページ等で情報を確認し、各都道府県が発しているメッセージや情報を事前に確認の上、「訪問先の都道府県の要請に沿った行動」を要請
	イベントの開催制限	収容率と人数上限の小さい方を限度(両方の条件を満たす必要とする) 【収容率の目安】 ・大声での歓声・声援等がない ・飲食を伴うが発声はない→100%以内 ・大声での歓声・声援等が想定される→50%以内 ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい 【人数上限の目安】 ・収容人数10,000人超→50% ・収容人数10,000人以下→5,000人 【大規模イベントの事前相談】 ・全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるイベントを開催予定の場合の県新型コロナウイルス対策相談コールセンターへの相談	(4/12～5/5) 人数上限と収容率による人数のいずれか小さい方を限度 【人数上限】 5,000人以下 ・大声での歓声・声援等がない→100%以内 ・大声での歓声等が想定される→50%以下 【事前協議】 ・全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるイベントは、府に事前相談	【人数上限】 5,000人以下	(4月5日～5月5日まで) 【収容率】 ・大声での歓声・声援等がない→100%以内 ・大声での歓声・声援等が想定される→50%以内 【人数上限】 5,000人以下 【人数上限】 5,000人以下 ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい(50%を超える場合がある)	収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要がある)。それ以外の場合は、従来の目安を原則とする 【収容率要件】 ・大声での歓声・声援等がない→100%以内(席がない・適切な間隔) ・大声での歓声・声援等が想定される→50%以内(席がない・十分な間隔) ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい(収容率は50%を超える場合がある) 【人数上限】 ・収容人数10,000人超→50% ・収容人数10,000人以下→5,000人 ※その他詳細は、令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡のとおり 【大規模イベントの事前相談】 ・全国的な人の移動を伴うイベント(プロスポーツ等)又は、参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合は、県に事前相談を行う	(～2月末) ・感染防止策が徹底できないイベントの開催は、延期又は自粛を ・収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。それ以外の場合は、従前の目安を原則とする。 【収容率要件】 ・大声での歓声・声援等がない→100%以内(席がない・適切な間隔) ・大声での歓声・声援等が想定される→50%以内(席がない・十分な間隔) 【人数上限】 ・収容人数10,000人超→50% ・収容人数10,000人以下→5,000人 ※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡に準ずる	(9/19～当面4月末) 収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。現時点確保病床占有率が25%以上になった場合は、9月16日以前の基準に戻すこととする。 【収容率要件】 ・大声での歓声・声援等がない→100%以内(席がない・適切な間隔) ・大声での歓声・声援等が想定される→50%以内(席がない・十分な間隔) 【人数上限】 ・収容人数10,000人超→50% ・収容人数10,000人以下→5,000人 ※令和3年2月26日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡に準ずる 【大規模イベントの事前相談】 ・全国的な移動を伴うイベントや参加者が千人を超えるイベントを開催予定の場合、県への事前相談を依頼	(～4月末) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。それ以外の場合は、従前の目安を原則とする。 【収容率要件】 ・大声での歓声・声援等がない→100%以内(席がない・適切な間隔) ・大声での歓声・声援等が想定される→50%以内(席がない・十分な間隔) 【人数上限】 ・収容人数10,000人超→50% ・収容人数10,000人以下→5,000人 ※令和3年2月26日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡に準ずる 【大規模イベントの事前相談】 ・全国的な移動を伴うイベントや参加者が千人を超えるイベントを開催予定の場合、県への事前相談を依頼
	施設の使用制限	・業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底。利用者にも感染防止策への協力を依頼 ・新型コロナウイルス感染拡大防止システム(もしサボ滋賀)導入と「感染予防対策実施宣言書」掲示	・営業時間の短縮要請(5時～20時、酒類11時～19時)(山城・乙訓地域は5時～21時、酒類11時～20時30分) ・従業員の検査奨励 ・入場者の整理誘導 ・発熱等有症状者の入場禁止 ・手指消毒設備の設置 ・事業所の消毒 ・施設の換気 ・アクリル板の設置又は適切な距離の確保による飛沫感染防止 ・CO2センサーの設置 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・カラオケ設備の利用自粛 ・劇場、集会場、運動施設、遊技場などについては、5時～20時まで(酒類11時～19時)の営業を働きかけ	(4月5日～5月5日) 【対象施設】 ・飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等 ・バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【実施内容】 ・営業時間短縮(5時～20時 大阪市外は5時～21時)を要請 ただし、酒類の提供は11時～19時(大阪市外は11時～20時30分) ・利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ・アクリル板の設置等 ・従業員への検査奨励 ・入場者の整理誘導 ・発熱等有症状者の入場禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業所の消毒 ・施設の換気 ・CO2センサーを設置 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底 ・カラオケ設備の利用自粛(飲食を主とし、カラオケ設備がある店)	(4月5日～5月5日) ・営業時間の短縮 神戸地域、阪神南地域、阪神北地域、明石市:5～20時(酒類提供11～19時) 東播磨地域、中播磨地域:21時まで(酒類提供20時半まで) 【対象施設】 ・飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設 ・遊興施設のうち、食品衛生法における飲食店営業許可を受けている店舗(宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く) 【感染防止対策等の要請】 ・業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底 ・少しでも症状がある従業員は自宅待機及び検査受診 ・飲食店は、パーティション、アクリル板、テーブル等を利用し、「4人以下の単位」 ・「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示、「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」への登録と、可能な限りQRコードのテーブルやカウンターなどで掲示 ・店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請	・入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある方は利用を控えてもらう ・施設の利用前に、施設利用者に接触確認アプリのインストールを促す。また、必要に応じて、施設利用者の連絡先等の把握をする ・施設利用の際には、原則、マスクを着用することを促す。また、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促す ・入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、三密を作らないよう徹底する。 ・感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底する	・大規模集客施設や小売店での催物・バーゲン等も、延期又は自粛を	・県版ガイドライン策定 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、大切なお客様とお店・従業員を守るため、感染予防対策を十分に実施 ・「とくしまスマートライフ宣言」または「ガイドライン実践店ステッカー」の掲示 ・「とくしまコロナお知らせシステム」の登録・掲示 ・「接触確認アプリ(COCA)」を活用	・基本的な感染予防の徹底(3密回避等) ・ガイドラインの遵守を徹底 ・「とくしまスマートライフ宣言」または「ガイドライン実践店ステッカー」の掲示 ・「とくしまコロナお知らせシステム」の登録・掲示 ・感染リスクが高まる「5つの場面」に注意
	学校、大学等	【大学等】 ・オンライン授業を積極的に活用し、一度に入構する学生数を50%以下に抑える ・大学ガイドライン遵守の徹底。特にクラブ活動における許可制の導入、他府県への遠征の中止又は延期中止又は延期できない場合には、事前にPCR検査を受検し、「陰性」であることを確認 ・京都府と国が大学において実施する新型コロナウイルスモニタリング検査等への協力 ・授業や課外活動の前後などの会食自粛(「きょうとマナー」の厳守) ・学生寮における感染防止対策の徹底 ・学生に次の行動について禁止の徹底 営業時間短縮を要請した時間以降の飲食店等への出入り、クラブ・サークル等のコンパ、大人数での行動や、友人の下宿等での飲酒・宿泊、食事中も含めたマスクを外しての会話 【中学校・高校】 ・時差登校や、授業時間の短縮 ・クラブ活動は原則自校生で校内のみ、2時間以内、宿泊禁止等、感染防止対策を徹底 ・公式大会・発表会等への参加は、主催者による感染予防対策を確認の上、参加	【大学等】 ・授業は、原則オンライン。困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避 ・学生に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう要請 ・学生に対し、款送迎会、新款コンパを控えるよう要請 ・課外活動、学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底 ・学生に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を要請【小、中、高等学校、支援学校】 ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態(1教室40人まで)で授業を継続。ただし、感染リスクの高い活動は実施しない ・感染拡大により不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う ・修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動は、中止または延期 ・府内で実施する遠足・校外学習は、慎重に判断するとともに、実施の際は、感染症対策を徹底 ・部活動は、原則休止。公式大会への出場等、学校が必要があると判断する場合は、感染防止対策を徹底したうえで、活動時間を短縮して実施。この場合でも、感染リスクの高い活動は実施しない。	【大学等】 ・オンライン授業を積極的に活用 ・県外での部活動・サークル活動を実施しないこと。 県内での合宿等、宿泊を伴う活動は実施しないこと。 ・大人数、長時間や近接距離での飲食・飲み会の自粛	・全国大会や近畿大会につながる大会は、原則、実施。それ以外の大会は、原則、延期又は中止。練習は、感染防止対策に応じて、活動内容に制限を	【県版ガイドライン策定】 ・学校寮における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン ・部活動(運動部・文化部)における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン			
	事業所等	・テレワーク・時差出勤の推進 ・ローテーション勤務、時差出勤等の推進	・出勤者数7割削減を目指し、テレワークを推進 ・ローテーション勤務、時差出勤等の推進	・出勤者数の7割削減をめざし、テレワークを徹底する出勤が必要となる職場でもローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取組みを推進する ・従業員等に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求める ・従業員に対し、款送迎会、研修時の懇親会を控えるよう求める ・従業員に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求める	・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」の推進 ・「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、在宅勤務(テレワーク)、TV会議等の推進 ・ローテーション勤務 ・時差出勤等の取組推進 ・3密回避の促進 ・職場内の換気励行 ・検温及びマスク着用の徹底 ・発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除	・従業員の発熱等のチェックをし、症状がある場合は業務に従事せず、クリニックの受診をすすめるなど、適切な対応を要請 ・全ての業界、事業所でガイドラインの遵守とポスター(関西広域連合啓発ポスター)掲示をする ・職場内でもマスクの着用を徹底する ・在宅勤務(テレワーク)や時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組をすすめる	・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、大切なお客様とお店・従業員を守るため、感染予防対策を十分に実施。		

【緊急事態宣言発出期(その3)】 大阪府・兵庫県・京都府:令和3年4月25日～6月20日

本部会議	区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県
第18回 R3.5.27 (第19回 R3.6.11は資料なし)	外出自粛	<ul style="list-style-type: none"> 生活の維持に必要な場合を除き、滋賀県と緊急事態宣言対象地域をはじめとする感染拡大地域との間の往来は控える。 	<ul style="list-style-type: none"> 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛。特に、20時以降の不要不急の外出自粛 不要不急の都道府県間の移動は極力控える 混雑している場所や時間を避けて行動、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業・時短の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控える 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わない 医療機関・高齢者施設等における面会を自粛する 発熱等の症状がある人は、出勤、登校や社会活動の参加を控える 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出の自粛。20時以降の不要不急の外出自粛 不要不急の都道府県間移動は自粛する 混雑している場所や時間を避けて行動すること 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控える 路上、公園等における集団での飲酒は自粛する 	<ul style="list-style-type: none"> 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動する 時短要請時間外に飲食店等にみだりに出入りしない 感染対策が徹底されていない飲食店等や酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店等の利用を厳に控える 酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言発出区域をはじめ、感染が拡大している地域への、不要不急の往来は控える 緊急事態宣言発出区域からの不要不急の来県を自粛する 	<ul style="list-style-type: none"> (～5月31日) 不要不急の外出を自粛 大阪府、兵庫県、京都府、北海道、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、岡山県、広島県、愛媛県、福岡県、熊本県、沖縄県への不要不急の外出を控える(期間:政府対策本部が「緊急事態措置を実施すべき区域」等を指定している期間。愛媛県は5/22まで) 大阪に通勤されている方は、積極的に在宅勤務(テレワーク)を 	<ul style="list-style-type: none"> 帰省や旅行、仕事、研修も含め、県境を越えた移動は、必要不可欠な場合を除き、控える。(山陰両県、兵庫県香美町・新温泉町を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言が出ている地域への、不要不急の往来を自粛 県境をまたぐ移動は一層慎重に判断する。 訪問時には、ホームページ等で情報を確認し、各都道府県が発しているメッセージや情報を事前に確認の上、「訪問先の都道府県の要請に沿った行動」を要請 午後9時以降は、飲食店の利用や人の集まる場所に出かけることを控える 飲食店でのカラオケ施設の利用自粛
	イベントの開催制限	<ul style="list-style-type: none"> 収容率と人数上限の小さい方を限度(両方の条件を満たす必要とする) 【収容率】 ・大声での歓声・声援等がない ・飲食を伴うが発声はない→100%以内 ・大声での歓声・声援等が想定される→50%以内 ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい 【人数上限】 ・収容人数10,000人超→50% ・収容人数10,000人以下→5,000人 【大規模イベントの事前相談】 ・全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるイベントを開催予定の場合の県新型コロナ対策相談コールセンターへの相談 	<ul style="list-style-type: none"> 人数上限と収容率による人数のいずれか小さい方を限度 【人数上限】 5,000人以下 【収容率】 収容定員の50%以下 収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との距離(1m)を確保 【開催時間】 21時まで 【事前協議】 ・全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるイベントは、府に事前相談 	<ul style="list-style-type: none"> 主催者に対し、規模や場所に関わらず、無観客開催を要請 	<ul style="list-style-type: none"> (5月12日～5月31日) ・人数上限5,000人、かつ、収容定員50%以内 ・入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物は、中止を含めて検討を要請 ・参加者等の直行・直帰を確保するための周知・呼びかけ等の徹底の要請 ・21時までの営業時間短縮を要請(オンライン配信除く) 【大規模イベントの事前相談】 ・参加者が1,000人を超えるイベントは、県へ事前相談 	<ul style="list-style-type: none"> 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要がある)。それ以外の場合は、従来の目安を原則とする。 【収容率要件】 ・大声での歓声・声援等がない→100%以内(席がない:適切な間隔) ・大声での歓声・声援等が想定される→50%以内(席がない:十分な間隔) ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい。(収容率は50%を超える場合がある) 【人数上限】 ・収容人数10,000人超→50% ・収容人数10,000人以下→5,000人 ※令和3年4月27日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡のとおり 【大規模イベントの事前相談】 ・全国的な人の移動を伴うイベント(プロスポーツ等又は、参加者が1,000人を超えるようなイベント)開催を予定する場合は、県に事前相談を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> (～2月末) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。それ以外の場合は、従前の目安を原則とする 【収容率要件】 ・大声での歓声・声援等がない→100%以内 ・大声での歓声・声援等が想定される→50%以内 ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい 【人数上限】 ・収容人数10,000人超→50% ・収容人数10,000人以下→5,000人 ※令和2年9月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡に準ずる 	<ul style="list-style-type: none"> 収容率と人数上限の小さい方を限度(両方の条件を満たす必要) 【収容率要件】 ・歓声・声援等がない→100%以内(席がない:人と人が接触しない程度の間隔) ・歓声・声援等が想定される→50%以内(席がない:十分な人と人との間隔(1m)) 【人数上限】 ・収容人数1万人超→50% ・収容人数1万人以下→5,000人 ※確保病床占有率が25%以上になった場合は次の基準で実施 屋内:5,000人以下で50%以下 屋外:5,000人以下で人と人との間隔を十分確保(概ね2m) 【イベント開催申出制度】 ・定員50%超又は1,000人超、全国的イベントを開催する場合、1か月前までに申出書提出が必要 ・県外からの集客が見込まれる大規模イベントは、感染予防対策が困難な場合は中止や延期を行うよう主催者、施設管理者に通知 ・緊急事態宣言期間中、緊急事態宣言対象地域をはじめ、感染拡大地域からの参加が見込まれるイベントや当該地域で開催するイベントで、リモートやオンラインによる工夫ができないものについては、原則延期・中止 	<ul style="list-style-type: none"> (～4月末) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。それ以外の場合は、従前の目安を原則とする。 【収容率要件】 ・大声での歓声・声援等がない→100%以内 ・大声での歓声・声援等が想定される→50%以内(席がない:十分な間隔) 【人数上限】 ・収容人数10,000人超→50% ・収容人数10,000人以下→5,000人 ※令和3年2月26日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡に準ずる。 【大規模イベントの事前相談】 ・全国的な移動を伴うイベントや参加者が千人を超えるイベントを開催予定の場合、県への事前相談を依頼
	施設の使用制限	<ul style="list-style-type: none"> 業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底。利用者にも感染防止策への協力を依頼 ・新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサボ滋賀」導入と「感染予防対策実施宣言書」掲示 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等や症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気 ・CO2センサーの設置、業種別ガイドラインの遵守を徹底 【飲食店等】 ・営業時間の短縮(5時～20時)要請(酒類提供又はカラオケ設備を使用する場合は施設の休止) 【商業施設等】 [1000㎡超(1000㎡以下は働きかけ)] ・土日の休業 ・平日は5～20時の時短要請 【劇場、映画館等、集会・展示施設、ホテル・旅館】 ・入場整理等の働きかけ 【運動・遊技施設、博物館等】 [1000㎡超(1000㎡以下は働きかけ)] ・20時までの時短要請 【結婚式場】 ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛 ・5～20時までの時短を働きかけ ・1.5時間以内で、参加人数50人以下、収容率50%以内のいずれか小さい方で開催 【葬祭場】 ・酒類提供の自粛を働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> (4月25日～5月31日) ・業種別ガイドラインの遵守を徹底 ・アクリル板の設置等 ・従業員への検査勧奨 ・入場者の整理誘導 ・発熱等や症状者の入場禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・施設の消毒、換気 ・CO2センサーを設置 【飲食店等】 ・酒類提供又はカラオケ設備提供をする場合→施設の休止 ・酒類提供又はカラオケ設備提供をしない場合→20時までの時短要請 ・利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) 【飲食店以外】 【映画館等、商業施設、運動・遊技施設、遊興施設、博物館等、サービス業等】 ・1000㎡超の施設→休止(1000㎡以下は時短) 【劇場等、集会・展示施設、結婚式場等】 ・無観客開催(社会生活の維持に必要なものを除く) ・イベント開催以外の場合、営業時間短縮(20時までの)協力依頼 ・入場整理等 	<ul style="list-style-type: none"> (4月25日～5月31日)※県全域 ・業種別ガイドラインの遵守 ・酒類、カラオケ設備を提供する飲食店等への休業要請 ・酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等への時短要請(5～20時) ・飲食店に対し、症状がある従業員に自宅待機及び検査受診要請 ・飲食店は、パーティション、アクリル板、テーブル等を利用し、利用客が家族や介助者等を除き「4人以下」 ・「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示、「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」への登録と、可能な限りQRコードのテーブルやカウンターなどで掲示 ・店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請 【複数利用施設】 【床面積が1,000㎡超】 ・土日の休業要請(運動施設(屋内施設)、博物館等を除く) ・平日20時までの時短要請(運動施設(屋内施設)、博物館等は土日も要請) ・平日19時までの時短要請(運動施設(屋内施設)、博物館等は土日も要請) ・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 【床面積が1,000㎡以下】 ・20時までの時短を協力依頼 ・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・県外からの来訪者が訪れる可能性の高い店舗、施設等については、感染予防への配慮を要請 ・飲食店においては、カラオケ設備の提供を控えるよう要請 ・交通事業者に対して、県内主要ターミナルでの検温実施の協力を県から要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・5月31日までは和歌山市内の飲食店等は午後9時までの営業(酒類の提供は午後8時まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県版ガイドライン策定 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底し、大切なお客様とお店・従業員を守るため、感染予防対策を十分に実施する ・「とくしまスマートライフ宣言」または「ガイドライン実践店ステッカー」の掲示 ・「とくしまコロナお知らせシステム」の登録・掲示 ・感染リスクが高まる「5つの場面」に注意 ＜施設への休業・営業時間短縮要請＞ (4月16日～5月31日) ・特措法第24条第9項に基づく要請 ・営業時間短縮(5～21時)を要請、酒類の提供は20時00分まで 【対象施設】 ・21時以降に食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗(一部対象外) ・飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) ・バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 	
	学校、大学等	<ul style="list-style-type: none"> 【大学】 ・オンライン授業を活用し、一度に入構する学生数を50%以下に抑える ・大学ガイドラインの遵守徹底。課外活動における許可制の導入や他府県への遠征の中止・延期。中止・延期できない場合は、事前にPCR検査を受検し、「陰性」であることを確認する ・新型コロナウイルスモニタリング検査等への協力 ・会食の自粛(「きょうとマナー」の厳守) ・学生寮における感染防止対策徹底 ・学生に対して、次の行動の禁止の徹底 時短要請した時間以降の飲食店等への出入り、クラブ・サークル等のコンパ、大人数での行動や、友人の下宿等での飲酒・宿泊、食事中も含めた、マスクを外しての会話 【中学校・高校等】 ・時差登校等、通学時の密を避けるための対策を行うこと ・クラブ活動については、原則、自校生で校内のみ、2時間以内、宿泊禁止等、感染防止対策を徹底 ・上位大会(全国大会、近畿大会等)につながり、かつ、十分な感染対策が講じられている公式大会・発表会等への参加は、主催者による感染予防対策を確認の上、参加 	<ul style="list-style-type: none"> 【大学等】 ・授業は、原則オンライン。困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避する ・部活動の自粛の徹底 ・発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう周知徹底 ・学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底 【府立学校】 ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態(1教室40人まで)を継続 ・感染リスクの高い活動は実施しない ・感染拡大により不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う ・修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動、府内における校外学習等は中止または延期 ・部活動は原則休止。ただし、公式大会への出場等学校が必要と判断する場合は、活動時間を短縮して実施。感染リスクの高い活動は実施しない ・市町村立学校及び私立学校については、府立学校と同様の対応を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 【大学等】 ・オンライン授業を積極的に活用 ・県外での部活動・サークル活動を実施しないこと。県内での合宿等、宿泊を伴う活動は実施しないこと。 ・大人数、長時間や近接距離での飲食・飲み会の自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の部活動・教育実習等の制限・自粛を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の部活動は、大会のうち、全国大会や近畿大会につながる大会は、原則、実施それ以外の大会は、原則、延期又は中止を練習は、感染防止対策に応じて、活動内容に制限を 	<ul style="list-style-type: none"> 【県版ガイドライン策定】 ・学校寮における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン ・部活動(運動部・文化部)における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン 		
	事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク・時差出勤の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務の活用や休暇取得の促進等による出勤者数の7割削減 ・20時以降の勤務を抑制 ・時差出勤、自転車通勤等の人と人の接触を低減する取組を強力に推進 ・職場における感染防止のための取組(換気励行、テレビ会議の活用、集団生活の場での対策等)や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を守る行動の徹底 ・職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)への注意 ・職場や店舗等での業種別ガイドライン等の実践 ・重症化リスクのある労働者及び妊娠している労働者や同居家族にそうした者がいる労働者への、本人申出等を踏まえたテレワーク等、感染予防のための就業上の配慮 【公共交通機関等への働きかけ】 ・地下鉄、バス等の交通事業者に対して、終電の繰上げや主要ターミナルにおける検温の実施等の協力を依頼 ・事業者に対して屋外照明(防犯対策上、必要なものを除く)の夜間消灯等の協力を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務(テレワーク)等による、出勤者数の7割削減 ・「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、在宅勤務(テレワーク)、TV会議等の推進 ・ローテーション勤務、時差出勤等の取組推進 ・3密回避の促進 ・職場内の換気励行 ・検温及びマスク着用の徹底 ・発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の勤務者、事業者に対して、在宅勤務の活用、残業抑制、時差出勤等の推進を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の出発時のチェックをし、症状がある場合は業務に従事させず、クリニックを受診をすすめるなど、適切な対応を要請 ・全ての業界、事業所がガイドラインの遵守とポスター(関西広域連合啓発ポスター)掲示をする ・職場内でもマスクの着用を徹底する ・在宅勤務(テレワーク)や時差出勤、自転車通勤など、人と人の接触を低減する取組をすすめる 	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインの遵守を徹底し、大切なお客様とお店・従業員を守るため、感染予防対策を十分に実施する ・県版ガイドライン策定 		

【まん延防止等重点措置適用期(その2)】 大阪府:令和3年6月21日～8月1日 京都府・兵庫県:令和3年6月21日～7月11日

本部会議	区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県
第20回 R3.6.26 ～ 第21回 R3.7.29	外出自粛	pe	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の都道府県間の移動の自粛 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクの高い行動の自粛 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出の自粛 不要不急の都道府県間移動、特に緊急事態措置区域との往來は控える 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクの高い行動の自粛 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用の自粛 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の都道府県間の移動の自粛 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクの高い行動の自粛 	<ul style="list-style-type: none"> 感染者の多い地域へ行かず、県内で家族と過ごす 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態措置区域等への不要不急の外出を控えるとともに、会食等はしない まん延防止等重点措置区域等への不要不急の外出を控える 安全な生活、安全な外出を心がける 本県への帰省は慎重に行動する 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態措置区域等への往來は可能な限り控える まん延防止等重点措置区域への往來は、慎重に判断(兵庫県香美町・新温泉町を除く) 県西部地域においては、不要不急の外出は控える 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県をまたぐ移動は一層慎重に 緊急事態措置区域・まん延防止等重点措置区域等への移動は原則中止・延期する
	イベントの開催制限	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に準ずる 【収容率】 大声有:50%以内、無:100%以内 【人数上限】 5,000人 ※両方の条件を満たすことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に準ずる 21時までの営業時間短縮を働きかけ 【収容率】 大声有:50%以内、無:100%以内) 【人数上限】 5,000人 ※両方の条件を満たすことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に準ずる 21時までの営業時間短縮を要請 【収容率】 大声有:50%以内、無:100%以内 【人数上限】 5,000人 ※両方の条件を満たす必要 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に準ずる 21時までの営業時間短縮を要請 【収容率】 大声有:50%以内、無:100%以内 【人数上限】 5,000人 ※両方の条件を満たす必要 	<ul style="list-style-type: none"> 県と市町村が協議して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に準ずる 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に準ずる ガイドラインを遵守して感染防止対策を徹底 【収容率】 大声有:50%以内、無:100%以内 【人数上限】 5,000人 ※両方の条件を満たす必要 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に準ずる 【収容率】 大声有:50%以内、無:100%以内 【人数上限】 5,000人 ※両方の条件を満たす必要
	施設の使用制限	<ul style="list-style-type: none"> 業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底 利用者への感染防止策への協力を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 【飲食店】 営業時間短縮 →7/11までは20時まで、7/12～8/1は21時まで 酒類提供は11～19時 カラオケ設備の利用自粛 【飲食店以外】 (京都市) 営業時間短縮を要請(1,000㎡以下の施設については働きかけ) →7/11までは20時まで、7/12～8/1は21時まで 	<ul style="list-style-type: none"> 【飲食店】 [措置区域] 営業時間短縮(20時まで) 酒類提供は原則自粛(認証店舗等は11～19時、1グループ4人以内) カラオケ設備利用自粛 [その他区域] 営業時間短縮(21時まで) 酒類提供は原則自粛。(認証店舗等は11～20時、1グループ4人以内) カラオケ設備利用自粛 【飲食店以外】 営業時間短縮を要請(1,000㎡以下の施設については働きかけ) →第20回までは20時まで、第21回以降は21時まで イベント開催の場合はイベントの開催要件を守ること 	<ul style="list-style-type: none"> 【飲食店】 営業時間の短縮要請 第20回:20時まで(措置区域外は21時まで) 第21回:神戸市、阪神南・阪神北地域、明石市は20時30分まで、その他地域は21時30分まで 酒類提供の時短要請 第20回:平日11～19時(措置区域外で21時まで)、土日祝日の禁止 第21回:11～19時30分(神戸市、阪神南・阪神北地域、明石市以外の地域は20時30分まで) カラオケ設備の利用自粛 【飲食店以外】 営業時間短縮を要請(1,000㎡以下の施設については働きかけ)→第20回までは20時まで、第21回までは神戸市、阪神南・阪神北地域で20時30分まで、明石市以外の地域で21時30分まで 	<ul style="list-style-type: none"> 【飲食店】 業種別ガイドラインを遵守し感染予防に配慮する 【飲食店以外】 公立施設は県と市町村が協議して実施 業種別ガイドラインを遵守し感染予防の配慮する 	<ul style="list-style-type: none"> 各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守 多くの人が集まるイベントは、感染防止対策を徹底 	<ul style="list-style-type: none"> (7/21～8/3) 米子駅前及び米子市繁華街での営業時間短縮要請(20時まで。酒類オーダーは19時まで) その他の地域は、業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【飲食店】 カラオケ設備の利用を控える(働きかけ) 業種別ガイドラインの遵守 【飲食店以外】 業種別ガイドラインの遵守
	学校、大学等	<ul style="list-style-type: none"> 【県立学校】 部活動は対策を十分講じて実施 緊急事態宣言(まん延防止等重点措置含)の対象区域に属する学校との練習試合、合同練習等は不可 	<ul style="list-style-type: none"> 【大学等】 クラブ・サークル等でのコンパ開催や授業前後の会食等を控えるよう徹底 【中・高等学校】 時差登校等の推進 部活動等での感染防止対策徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 【大学等】 症状のある学生の登校・活動参加を控えるよう周知徹底 クラスター発生のリスクがある部活動、会食等の自粛 旅行(宿泊)や自宅、友人宅での飲み会の自粛 【小・中・高等学校】 学校行事・部活動等において、感染リスクの高い活動は実施しない 	<ul style="list-style-type: none"> 【大学等】 措置区域においては活動を実施しないこと オンラインの積極的な活用 【小・中・高等学校】 措置区域においては活動を実施しないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 学校の部活動・教育実習等の制限・自粛を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 部活動は感染防止対策を十分講じた上で実施 まん延防止等重点措置区域等の学校との練習試合等は禁止 緊急事態措置区域等の学校との練習試合等は禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 部活動は対策を十分講じて実施 緊急事態措置区域・まん延防止等重点措置区域等感染が流行している地域への遠征の禁止、公式大会は慎重に判断 県西部地域の県立高校について7月中の他校との練習試合を中止 	<ul style="list-style-type: none"> 部活動は対策を十分講じて実施 活動時間は平日2時間程度、休日3時間程度と時間に幅を持たせる
	事業所等	<ul style="list-style-type: none"> テレワーク・時差出勤など職場での感染対策を徹底 	<ul style="list-style-type: none"> テレワーク等による出勤者数の7割削減 	<ul style="list-style-type: none"> テレワーク等による出勤者数の7割削減 時差出勤等、接触低減の取組みを強力に推進 	<ul style="list-style-type: none"> テレワーク等による出勤者数の7割削減、実施状況の公表を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務の活用、残業抑制、時差出勤等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務を積極的に活用する 	<ul style="list-style-type: none"> テレワークや時差出勤・交代勤務の促進 	<ul style="list-style-type: none"> テレワークの推進